

第 4 回

新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 4 月 1 5 日（火）

場所：国際協力銀行（J B I C）本店 9 階大会議室

独立行政法人 国際協力機構

国 際 協 力 銀 行

「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」出席者
(順不同・敬称略)

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

新石 正弘(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン事務局長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長(三菱商事株式会社業務部総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー)
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

大西 靖(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
早水 輝好	環境省地球環境局環境協力室長
山下 文夫	経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐

【事務局発言者】

廿枝 幹雄	JBIC 開発業務部 企画課長
齋藤 法雄	JBIC 環境審査室 第二班課長
熊代 輝義	JICA 企画部 審議役 兼 審査室準備室 次長
渡辺 泰介	JICA 審査室準備室 環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

中澤 慶一郎	JBIC 開発業務部 業務課長
植嶋 卓巳	JICA 企画部 次長

午後 2 時 0 1 分 開会

開 会

原科座長 では、開会いたしますが、まず、お手元のきょうの議事次第をごらんください。それから、その次のところに 4 - 0 という番号で設置要領、前回一部修正を御確認いただきまして、それに基づいて手直しをしていただいております。これ以降は、この新しい設置要領に基づいて進めてまいります。

議 題

(1) 「ガイドライン改訂に関する N G O 提言書」(継続) 及び J I C A 事業の事例研究
について

原科座長 では、きょうの議題は (1) から (5) までございますが、まず (1) 「ガイドライン改訂に関する N G O 提言書」ということで、これは前回御説明いただきましたけれども、時間が足りなくなりましたので継続といたしました。残りの部分の御説明をお願いしたいと思います。その上で、J I C A 事業の事例研究も N G O の皆さんから御提案がございまして、これを紹介いただきます。議題のつくり方に関しましては、前回、ビューローという考え方で幹事役の皆さんにお集まりいただきまして、我々で検討して、この

ような議題を設定いたしました。

それでは、準備がよろしいようですので、早速、議題（１）「ガイドライン改訂に関するNGO提言書」ということで、継続の部分の御説明をお願いいたします。

清水委員 FoE Japan の清水です。では、前回の続きで、１６ページ目の提言９．２から御説明させていただきます。

提言９．２は、非自発的住民移転の事前の補償の部分です。現在のJ B I Cのガイドラインには、非自発的住民移転及び生計手段に関して、補償及び支援が適切な時期に与えられなければいけないと書いてあって、「適切な時期に」とあるわけですがけれども、実際、事業の中では、必ずしも適切に与えられていない。例えば、南部ハイウェイ建設事業（スリランカ）の場合では、移転したにもかかわらずまだ補償金を受け取っていないという住民がいました。これが左の方なのですがけれども、一方、彼の移転先は、移転したにもかかわらず、このような状態です。つまり、更地になっていて、とても移転してもその後の生活を送れるような状況ではないということで、「十分な補償及び支援策を、移転前に与える」というふうに提言いたしました。ちなみに、「十分な補償及び支援策」と両方書いていますけれども、支援策に関しては、すべての支援策を移転前に与えなければならないと言うわけではなく、もちろん移転前に支援策については準備して、移転後についてもフォローしていく、実施していくということは必要であろうと考えますがけれども、少なくとも家であるとか補償ということに関しては移転前でなくてはならないと考えます。

次ですが、非自発的住民移転に関することが続きますが、移転・補償の合意文書に関してです。現状のJ B I Cのガイドラインでは、移転、補償に関して移転住民が合意してサインをした場合でも、その合意した文書もしくはその複写などが対象者に渡されるということがない場合もあります。例えばマレーシアのパハン・セラゴール導水事業では、ダムを建設して、４５kmの導水トンネルでクアラルンプールまで水供給する事業なのですが、これによって先住民族約５００人の移転が伴うことになっています。この事業で先住民族の人たちは、どうやら以前、同意というか、移転についてサインをしたと言っているわけですがけれども、自分がサインをした紙をもらっていないために、一体そこに何が書いてあったのか、いつサインしたのかということが思い出せないというような状況です。これはこの事業に限ったことではなくて、先ほど事例として挙げた南部ハイウェイ建設事業でも、現在は移転世帯に対して合意文書がほとんど配られていると思いますけれども、移転した当時は、配布されておらず、やはり補償の合意した価格について等、非常に

混乱を招きました。従って、合意文書を移転対象者に渡すべきなのではないかという提案です。それが提言9.3になります。

次に、提言11.1の「ステークホルダー分析」ですが、このステークホルダー分析は何のことかという、要するに事業を実施するときに協議を現地の住民とするわけですが、協議をする前に、どのような人たちに注意して協議を行うべきかということについてきちんと分析をした方がいいのではないかとことです。JBICのガイドラインでは、現状を直接的に言及した記述はありません。

事例ですけれども、2つありまして、まず1つ目のスマラン総合水資源・洪水対策事業は、インドネシアのスマラン市において、放水路・河川改修、排水整備、多目的ダムの建設を行う事業ですけれども、ここでは、EIAでは、事業によって影響を受ける村には、土地所有者と同数以上の農業労働者の存在が確認されたわけですが、その後、この農業労働者の人たちがステークホルダーとみなされず、協議がされていませんでした。これは現在、JBICさんの方で対応しているというお話は伺っていますけれども、今後の課題として、こういった間接的影響を受ける人も早期にちゃんと発見するためにも、そういった分析を行わなくてはいけないのではないかとことです。

もう1つの事例は、先ほどのパハン・セランゴール導水事業ですが、この事業では2つの先住民族の人たちが影響を受けるわけですが、そのうちチェウオンという先住民族の方々の存在がEIAでも認識されていませんでしたし、協議にも参加したことがない。以下の数字を見ていただければおわかりかと思えますけれども、これはチェウオンだけではなくて先住民族全体のステークホルダー協議への参加人数ですが、先住民族がほとんどステークホルダー協議に参加できていないということで、そういったいわゆる社会的に弱いような、もしくは発言権がないような人たちにこそ協議が行われるべきであって、その辺の分析をきちんとした上で協議をするべきではないかと考えます。

前回の続きでしたけれども、以上になります。

原科座長 追加の説明ありがとうございました。

もっと詳しい提言になっておりますが、これまでの御説明は一部ということでございます。提言の文書自体は既に前回お配りしたものがございまして、それをごらんいただきたいと思えます。

我々で、吉田副座長と私、原科、それからビューローということで各グループの代表の方にお集まりいただいて、前回の会議の後にこの会議に向けて議論いたしました。そこで、

具体的な事例を発表したいということがございましたので、そういった時間も設けていくとこの議題に書いております。ということで、これからNGOの方々から事例研究の御紹介をいただきたいと思っております。

その前に、今の御説明に関して何か御質問があれば、それに対してお答えいただきたいと思っておりますが、何か御質問ございますでしょうか。

松下委員 先ほど提言の中で、11.1で「ステークホルダー分析」とありましたが、御説明はよくわかったのですが、例えばガイドライン上はどのような形で、どのようなふうに記載することを想定されていますか。

清水委員 そのあたりもぜひこの委員会の場で後ほど御議論させていただければと思っておりますけれども、EIAに要求されている項目のところに書くというのも一案かと思っております。それから、具体的な文言の提案はNGO提言書の方にありますので、そちらをごらんいただければと思っております。

原科座長 提言書は、前回お配りいただいた資料ですね。前回のですと、資料番号3-3-2になると思っております。これの何ページですか。

清水委員 12ページに「ステークホルダー分析」とあります。これは協議に関するものですので、第2部の「社会的合意」のところに入れ込むというのも1つの手かと思っております。

原科座長 まだ場所は確定的ではないけれども、大体そういったところ。これは検討することになると思っております。

ほかに御質問ございますでしょうか。

高梨委員 高梨です。提言9.2の事例ですが、興味深く拝見したのですけれども、この男の人がもらえなかった。移転住民全般に同じことが言えるのかというのが1つの質問と、もう1つは、政府側はそれに対してどのようなふうにお答えしているのか。要するに、時間がかかるとかということでおくれて払うということなのか、それともこの人が対象に入っていなかったのかどうか、事実関係で、わかる範囲でいいのですけれども、お願いいたします。

清水委員 ありがとうございます。全体のどれくらいというのは、今数字は持っていないのですけれども、実はこの案件は、アジア開発銀行のアカウントビリティ・メカニズムに異議申し立てがされたもので、その後、詳細な調査がされておりますので、その部分で、ある程度の具体的な数字が出ていたと思っております。その調査で、今はっきり数字を申し上

げられないのですけれども、今私が例に挙げた方が、つまり補償金を事前に受け取っていない人というのが決して何千人移転世帯がある中のほんの少数であるというわけではなくて、アジア開発銀行のアカウントビリティ・メカニズムのプロセスにおいて行われた調査でも、ある一定数の人たちがもらっていなかったということは書かれてありますので、これが非常に特例であったということはないと思います。

政府の対応ですけれども、当初は、この事例に挙げさせていただいたように、補償金を受け取っていない人がいたわけですけれども、その後、アジア開発銀行のアカウントビリティ・メカニズムのプロセスを経てかなり改善されてきたと考えております。私も去年、現地に行ってきたのですが、その際は、インタビューした人のほとんどが受け取っていましたので、その後、政府として対応していると考えていますが、では政府がなぜ対応がよかったのかということに関しては、私の方では情報を入手しておりません。

原科座長 よろしいですか。正確な数字が出ましたら、次回ぐらいにまた御紹介ください。

ほかにございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、今度は具体事例ということで、事例研究について御紹介いただきます。お三方から御発表とお聞きしました。最初は福田委員からでよろしいですか。

福田委員 案件の五十音順にいこうかと思ったので、インドの貨物のケースが1件、インドネシアの水資源開発のケースが1件で、あと2件、カンボジアの部分については私から発表させていただきたいと思います。

原科座長 それでは、インドの貨物事例からということで、これはどなたですか。フロアから。では、田辺さんですね。よろしくをお願いします。

一般参加者（田辺） 「環境・持続社会」研究センターの田辺と申します。インドの貨物鉄道案件ですが、JICAの開発調査で.....。

福田委員 資料の確認をさせていただきたいのですが、右肩に小さく資料4 - 1 - 2と書いてあって、1枚目は「カンボジア国道1号線改修事業」というタイトルの事例研究集を本日配らせていただいております。数枚めくっていただきますと、インドの貨物のケースが書かれた資料が出てきますので、お願いします。

原科座長 ページ番号は。

福田委員 ページ番号は、通し番号ではなくて事例ごとに振っているのですが、カンボジアの国道1号線が8ページまでありまして、第2メコン架橋建設事業というのは1ペー

ジだけです。その次がインド貨物になっていますので、ごらんください。

原科座長 よろしいですか。紙でいくと5枚目の裏側です。では、お願いいたします。

一般参加者（田辺） 1枚目、2枚目と案件の概要をまとめたものです。その後、添付資料が3つありまして、我々NGOが共同で出した要請と、環境社会配慮審査会で出されたスコーピング案に対する答申とドラフト・ファイナル・レポートに対する答申を添付資料にしています。

インドの貨物の案件ですが、これはインドの4大都市のうちの3つ、ムンバイとデリーとコルカタを結ぶ幹線貨物鉄道をつくろう、そのために開発調査においてFSをつくろうというプロジェクトです。特に円借款を含めた国際援助機関の案件審査に適合することを目指してフィージビリティ・スタディを作成することを目的としていました。

経緯としましては、日本とインドの首相レベルでのパートナーシップに基づいて作成された案件でして、2006年2月にJICAがスタートさせたものです。その後、スコーピング案への環境社会配慮審査会の答申が出された後、後で詳しく説明しますが、2007年10月にファイナルレポートが出されていまして、その後、結局、環境社会配慮審査会がドラフト・ファイナル・レポートへの答申を出したのは3月31日という流れになっています。

環境社会影響ということで5点挙げさせていただきましたが、主に審査会で問題になって、その後残されている問題点と理解しています。

1点目は、もともとこの全体の調査が18カ月と決まっていまして、その中で、IEEレベルでの調査とEIAレベルでの調査が行われています。EIAレベルの調査として行われたのはわずか4カ月半だった。そのために、主に雨季の現況把握調査は行われているのですが、乾季に関する現況把握の調査は、ヒアリングベースと二次的データという形になっています。

2点目は、2,800kmに及ぶ鉄道案件でして、2,800kmの中には複数の長大橋の建設が伴うのですが、通常行われる水質や土壌の実測調査が行われていない。それは環境モニタリングの一環として実施することになっているということです。

3点目は、騒音・振動に関しては、ほぼ環境基準を超えると予想されているにもかかわらず、具体的な方策が今後の課題として積み残されている。

4点目としては、この案件では3,650件の規模の住民移転と700名を超えるスクワッターの移転が見込まれているという、非常に大規模な住民移転が発生する予定とな

っています。恐らく1万5,000人以上の影響住民が出るだろう。インドの家族の状況を考えますと、そういった大規模な案件です。

5点目は、ステークホルダー協議が幾つか行われていますが、参加者の9割が反対している地域が存在することや、農地を失う住民から命を賭してでも反対するという姿勢が表明されていて、十分な合意が図られていないという問題があります。

これらの中でのガイドラインの適用状況ですが、3点挙げさせていただいています。

1点目は、まず調査期間の確保ですが、スコープ・オブ・ワークスの締結時に、現況把握のための十分な調査期間が確保できることが明らかでなかったにもかかわらず、調査期間を確保していないという問題です。

2点目は、ガイドラインのEIAレベルの定義としまして、詳細な現地調査に基づいた代替案、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討を実施するレベルと定義しているのですが、実際に詳細な現地調査に基づいたかどうかということを見ると、このレベルを満たしていないと我々は考えています。また、審査会の答申では、本来このような大規模な事業はマスタープランにおいて戦略的環境アセスの概念を導入すべきであったということも指摘されています。

3点目は、環境社会配慮審査会のプロセスとしましては、もともとこの案件の中で37のディストリクト（地区）ごとにEIA報告書というふうには書かせていただきましたが、正しくは環境社会配慮調査の報告書が37のディストリクトごとにつくられたということです。この作成が結局おくれてしまい、結果的に審査会の検討のために提出されたのは2つのディストリクトの報告書のみということで、非常に限定的な審査しか行われていない。さらに、審査会によるドラフト・ファイナル・レポートの答申が出される前に、既にファイナルレポートが提出されている。9月29日付で諮問されていますが、具体的な日付はレポートの方には書かれていませんが、10月末ということでファイナルレポートが出されている。スケジュールにもともと無理があったのではないかと考えています。

これらのガイドライン適用状況にかんがみて、課題と教訓ということで3点ほど挙げさせていただきます。

1点目は、スコープ・オブ・ワークスの締結の段階で18カ月と決めてしまったということがそもそもの問題ではないか。つまり、スコープ・オブ・ワークスを決める前の段階できちっと環境社会配慮調査のTOR案が公開されて、ステークホルダーからの意見を求めるべきではないか。

2点目は、E I Aレベルの調査において自然環境の現況把握調査を行う場合には、きちんと季節的な変動を調査できる十分な期間を確保すべきである。

3点目としましては、環境社会配慮審査会の検討期間として、適切な資料に基づいた十分な検討を可能とする期間を確保すべきではないかということが挙げられます。

以上です。

原科座長 どうもありがとうございました。

予定の10分ほどで終わっていただきました。それでは、今の御説明に対して何か御質問ございますでしょうか。

ちょっとイメージがわきにくいかと思いますが、2,800kmというのはすごいと思います。日本列島の北海道から九州の端ぐらゐまでが2,000kmくらい。それより長いですね。沖縄まで行かないと2,800kmにいかないと。大変長距離です。ですから、我々が新幹線をつくるときの感覚から言うと、新幹線の路線が何本も入るような大変広範な地域が対象ということなのです。そこで、先ほどの御説明で、S E Aをやるべきだと。私もそう思います。私は国際学会でもいろいろ活動しておりまして、世界の状況を見ておりますけれども、これだけの広範なレベルのものをE I Aでやっている例は聞いたことがありません。たまたま私は、I A I Aといひまして、International Association for Impact Assessment、日本語では国際影響評価学会といひますが、その学会の会長を5月から務めます。日本人では初めてなのです。ですから、日本人としては、国際的な状況は大体よくわかっているつもりです。そういう範囲で聞いてみても、みんな、それは聞いたことがないというぐらゐの、とてもスケールの大きな計画であります。

そういうことなので、なかなか質問もしにくい点があるかと思いますが、何か御質問がございましたら、お願いいたします。

早水委員 このプロジェクトは、2007年10月で協力時期は終わっていますね。このデリー～ムンバイのプロジェクトは今いろいろ検討されているようですけれども、プロジェクト自身はその後どういう取り扱いになっているのか、もしどなたか御存じであれば。

原科座長 プロジェクトは今どんな段階でしょうか。これはどなたにお聞きしたらよろしいですか。J I C Aの御担当の方でしょうか。どちらにお聞きしたらよろしいでしょうか。

事務局（熊代） 報告書ができて、審査会の答申が出て、それを踏まえて検討しているところです。

原科座長 ほかに今の件で情報をお持ちの方がおありでしたら御提供いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問ございますでしょうか。

福田委員 これもJICAさんに対する質問になってしまうのですが、ファイナルレポートが審査会の答申が出る前に既に完成しているというお話が、今、田辺さんの方からあったのですが、これは事実なのですか。その場合、今、熊代さんがおっしゃった「検討している」というのは何を検討していらっしゃるかというのを、よろしければ教えていただければと思ったのですが。

事務局（渡辺） まず、今、熊代が「検討している」と申し上げたのは、JICAの協力は終わっておりますので、インド側で検討がなされていると理解しております。

審査会に対しましては、諮問の際に、ファイナルレポートがいつごろ出る予定ということをお説明しております。そういう中で、審査会の検討は10月に行われまして、たまたま答申の文章そのものが出てくるのが遅くなったと理解しております。

原科座長 諮問されたのが9月ですか。

事務局（渡辺） たしか9月だったと思います。

原科座長 10月にファイナルレポート。一月で審査会の答えを出してくれというのはもともと無理があったのではないですか。普通はそういうことはないと思いますよ。

事務局（渡辺） 審査会そのもの、会議での議論は10月に開催した審査会で行われておりますので、答申そのものは、審査会での議論をベースに文章化するというものと考えておりますので、中身が審査会で全く検討されなかったというものではないと思っております。

原科座長 全く検討されなかったとは一言も言っておりませんで、検討はしたと思えますけれども、普通の審査会の進め方から言うと、わずか一月で答えを出すことは不可能です。私はいろいろな審査会につき合っただけだったので。国で言えば愛知万博アセスとか、神奈川県審査会を10年間やりましたから。私のこれまでの経験から言うと、一月で答えを出すということは全くなかったですよ。その上で申し上げたのです。

それから、ファイナルレポートができていたら、それに対して審査会の答申というのはどう反映されるのですか。答申を出しても反映のしようがないのではないですか。

事務局（渡辺） 審査会の委員からの御意見は既に10月にいただいておりますので、JICAの担当部の方で可能なものを反映しているというところでございます。

原科座長 そうすると、一月の議論の結果しか反映していないということですか。

事務局（渡辺） 答申そのものは、審査会で、会議の場で議論をしたときに委員からコメントを既にいただいております。したがって、既に審査会の場に出ていた委員からのコメントを取りまとめたものということでございますので、その取りまとめの文章をどうするかというものが答申になりますけれども、委員としてどうすべきかという御意見につきましては、ファイナルレポートを作成する前に伺って、反映しているというものでございます。

原科座長 そうすると、答申をつくった意味が余りなくなってしまいますね。よくわかりません。答申というものが正しいレスポンスであって、コメントを拾うということは、委員会と関係なく事務局でコメントの中身を拾い上げるわけですから、手続的に非常におかしなことになると思いますけれども。その辺がよくわかりません。皆さん、おわかりでしょうか。わからないことは、わからないとはっきり言ってください。私はわかりません。

福田委員 私もわからないのですが、例えばこの委員会でガイドラインについて私たちが議論している、そして最終的にどういう形で私たちの報告書をまとめるかというのはまた別の議論になりますけれども、それを待たずに、この委員会で議論したので既にガイドラインはつくってしまいましたということと同じようなお話ですよ。別にこの案件についてここで議論するのが目的ではないので、むしろどうしてそういうことが起こるのだろうと。通常の手順であれば、審査会で審査したからには、答申という最終的な答えが返ってきたものを見て、それを踏まえてもう一回ドラフト・ファイナル・レポートを書き直してファイナルレポートにするということになると思うのですが、どうしてここに限っては突然議論あるいはコメントだけを見た上でファイナルレポートをつくりましょうということになったのかというのは、今後、審査会の機能ということを考える上では重要なポイントなのかなと思います。

原科座長 全くそのとおりです。通常は、答申案をこの委員会で審議しまして、答申に進むわけです。文言がすごく大事ですから。それを事務局に任せるなんていうことはあり得ないことなのですよ、普通は。世の中の審議会はみんなそうでしょう。研究会でも。政府が設けるもの、みんなそうですよ。だから、非常におかしなことで、これでいいのだという話ではないと思います。まさにそういうことが生じないようなプロセスをしっかりとくらないといけないと思いますから、これは今後、ガイドラインを改訂する段階でしっかり議論したいと思います。私は、今回の件に関しては非常におかしな手続が進んだと思

ます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

清水委員 今のと関連するのですが、私もよくわからなかったので質問なのですけれども、逆に、答申が出る前にファイナルレポートを提出したという、急いだ理由というのは何かJICA側にあるのでしょうか。

事務局（渡辺） 特に急いだ理由ということではなくて、スケジュールどおりに事業を進めたというところでございます。

原科座長 そのスケジュールがどうしてつくられたかということでしょう。わずか一月しかないというのは、非常にスケジュールの立て方がおかしいと思いませんか。

清水委員 その提出のスケジュールが最初から設定されたのであれば、やはり諮問の時期が遅過ぎたと言えるかと思えます。

事務局（渡辺） 御意見として伺っておきますけれども、諮問の前に、通常であれば行っていないような中間報告も行っておりますので、そういう意味では、プロセスを経て諮問したと考えております。

原科座長 私はちょっと納得いきませんが、諮問して次の回に答えを出してくれというのは、通常の日本の社会でやっているプロセスには全く合わないと思えます。

ほかに御質問ございますでしょうか。

吉田副座長 これに書いていないのだけれども、やはりタイミングとしては、インテリムレポートがいつ出て、中間報告会をいつやって、ドラフト・ファイナル・レポートがいつ出て、審査会上申したのがいつで、そしてという、その辺が抜けているから混乱しているのではないですかね。実質的には、審査会での意見を聴取してファイナルレポートに反映したというのであれば、そういう説明をもらいたいし、全然していなかったら、説明してもらいたい。実質的にどうなされたというのが結構大事で、まさに環境社会配慮でやっている実務機関の面では取引費用が非常にかかってしまうということで、そこのはざまにあって、もともとインド政府との協定に基づいてやっているから、10月までというデッドラインがあって、それに基づかざるを得なかったという、そんな気がしないでもないのですけれどもね。当事者がやはり向こうの政府との協定にまず縛られてしまったという点もあるのですかね。そういうクラリフィケーションをもうちょっとした方がよろしいような気がします。

事務局（渡辺） きょうは時間もありませんので、また別の機会にそういったものを考

えたいと思います。

原科座長 では、今の件は別途また議論することにいたしましょう。ほかの事例も紹介
いただきたいと思います。

ただ、E I Aというレベルで考えると、とても18カ月でできるものではありません。
これはアセスの専門の方はよくわかりだと思います。通常のアセスメントは2,800
kmなんていう距離ではなくて、100kmとか何十kmのオーダーでやりますから、通
常のE I Aの何十個分もあるわけですよ。これも37ディストリクトでやっていますね。
その1つが通常のアセスで、E I Aですから、とてもスケールが違います。私たちの常識
には全く合わないような例だと思いますけれども、こういうこともあるということで、こ
れはやはりきちんとやっておかないと、このようなことに対する国民の批判は非常に強い
ものが出ると思います。日本で通常はやらないことをやるわけですからね。こういうこと
がないようにしないといけないと思います。ODAの予算は今減らされていますから。私
はODA予算を減らすべきでない我常常言っておりますけれども、そのためにはやはり国
民の理解を得る、きちんとした説明責任を果たせるようなプロセスにしなければいけな
いのです。現地に対してもそうですね。きちんと説明責任を果たすようにしなければいけな
い。今の例は、そういう点で非常に大きな疑問を持ちます。これはI A I Aの場でもまた
専門家に聞いてみますけれども。来月、世界大会がありますので。これは恐らくみんなび
っくりしてしまいます。通常はない例だと思います。

それでは、この案件に関しましてはこの辺で切り上げまして、次の事例をお願いいたし
ます。次はどちらでしょうか。満田さんですね。お願いいたします。

一般参加者(満田) 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。お手元の資料のイン
ド貨物の次の資料です。インド貨物が29ページまでありますが、その次の「インドネ
シア国バリ州総合水資源開発・管理計画調査」について事例研究として御説明させていた
だきます。

本案件は、2004年から2006年にかけて開発調査が実施されています。このイン
ドネシア・バリの資料が、通し番号がついていますが、3ページをごらんください。そこ
に案件の概要を書いております。本案件は、2025年までにバリ州における総合水資源
開発・管理のためのマスタープランを作成するという目的です。それから、そのマスター
プランで選定された優先プロジェクトにかかわるフェジビリティ調査を実施する。フェ
ジビリティ調査として、多目的アユンダム、バリ南部地域を対象とした給水事業、バド

ウン川、マティ川の洪水対策事業というもののF Sが実施されています。中でもアユンダムが環境審査会の場で議論されたわけですが、アユンダムというのは多目的ダムでございます。都市用水の開発、既設灌漑用水への補給や正常流量の確保、ダムの放流水を利用した発電というものを目的に設計されております。

そのほかのF S対象事業の概要といたしましては、3ページ目の下の表-4、これはファイナルレポートの要約からとってきたものですが、その次をめくっていただきまして、4ページ目に本開発事業のスケジュールを2といたしまして書いてございます。本開発調査は2004年9月から始まったわけですが、それに先立ちまして、2004年2月だったと思いますが、事前調査が行われまして、その中でS/Wがサインされております。事前調査報告書というものが2004年4月に出されておまして、2004年9月から開発調査が行われています。開発調査は3つのフェーズに分かれておまして、フェーズ1、フェーズ2でフレームワーク及びマスタープランが策定されています。フェーズ3で、先ほど御紹介した優先事業のF Sが実施されています。F Sレベルの現地環境調査といたしましては、2006年1月から2月にかけて現地調査が実施されています。

私がこれから御報告いたしますのは環境審査会における議論ですが、私は当時、環境審査会の委員といたしまして本案件を担当させていただきました。審査会には当初、カテゴリーBということもありまして、マスタープラン段階では特に諮問はかけられませんでした。優先事業としてアユンダムが取り上げられたことでカテゴリーAに変更されまして、インテリム段階で環境審査会に諮問が来ました。環境審査会の答申が出たのが2006年12月です。それからドラフト・ファイナル・レポート段階でもう一度諮問が来まして、答申が出されています。この環境審査会の答申につきましては、この資料の7ページ目がインテリムレポート段階の答申になっております。答申の中で線が引っ張ってあたり囲みがあるのは、私がこれから御報告したい内容と関連していますので、後ほどごらんいただければと思います。ドラフト・ファイナル・レポート段階の答申といたしましては、資料の12ページ目以降に掲載してあります。

もう一度1ページ目のサマリーの方に戻っていただきたいのですが、本事業につきましては、アユンダムの環境社会影響について主に議論になりました。その中で、ここに書かれていますような ~ までの、通常ダム案件についてはいろいろな環境社会 이슈が可能性としては生じるわけですが、こういったことが議論されました。

問題は、先ほどのインド貨物と同様、この案件も非常に調査期間が短かったことにある

と思います。9ページをごらんいただきたいのですが、インテリムレポート段階で、このダムの環境調査に関しましてはいろいろな議論が行われまして、環境社会影響、ダム湖岸における土壌浸食、あるいはダムの下流の河床変動ですとか、その他の、ダムの立地場所のみならず、下流域にもわたった環境調査が必要であるということがインテリム段階で答申されたわけです。先ほどの案件と比較して、本案件については非常にJICAさんも調査団の方も頑張って調査をしていただいたのかなと何となく感じておりますが、ただ、いかんせん調査期間がいかにも短かったということもありまして、ここで要求されているスコーピングについては一部しか実施されていなかったのかなと考えております。

というわけで、ドラフト・ファイナル・レポートでもう一度レポートが諮問されたわけですが、この中で多くの項目はまだきちんとは調査されていませんね、これからこの案件を実現するに当たってはこれらの追加調査が必要ですよというような内容の答申が出ております。ページ数でいきますと、前後して恐縮ですが、14ページをごらんください。これはドラフト・ファイナル・レポートの答申ですが、「8. 今後の環境社会配慮調査事項について」、「9. 報告書の追記事項について」というような要求がなされております。

以上が環境社会影響に関する議論でございます。

もう一度1ページ目のサマリー表に戻っていただきたいのですが、ガイドラインの適用状況との関係につきましては、本案件については4つの点が指摘できると思います。

まず、マスタープランにおけるカテゴリー分類です。これにつきましては、JICAの環境ガイドライン上、マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリー分類を行うというふうに規定されています。本案件は水資源開発のマスタープランということで、ダム、灌漑、河川の改修、しゅんせつといった、カテゴリーAの要素を含む案件が容易に想像できたにもかかわらず、カテゴリーBとして開始されてしまった。そのことが後々調査設計を無理なものにしてしまったのではないかと私としては考えております。

2といたしまして、開発ニーズの問題がございます。本事業の場合は、優先事業として取り上げたアユンダムについて、審査会においては、水需要予測、電力需要予測の双方について、その妥当性について議論になりました。またページをめくっていただいて恐縮ですが、13ページをごらんいただきたいと思います。これはドラフト・ファイナル・レポートへの答申の内容です。「1. 水需要の予測について」については、まず、予測に比して実需の伸びが低位となった場合の対応を記載することという内容になっております。そ

れから、需要予測の妥当性について議論がなされたことに関しては、本開発調査の終了後も水需要予測をモニタリングし、予測値と実測値を比較しつつ適切な事業実施の可能性についてさらなる検討を加えることが望ましいというようなことが書かれています。それから、16ページ目をあけていただきたいのですが、本答申に関して補足意見というものがつけ加えられておりました、これは電力需要予測に関してです。いろいろ書いてあるのですが、電力需要予測の合理性につき十分な検討を加えることというような内容が補足されています。これに関しては、JICAさんが見解というものを出されておりました、2ページほどめくった後ろがJICAさんの見解になっています。JICAさんは、一言で言えば、需要予測は妥当である。その理由について説明されている内容の見解となっております。

また戻っていただきたいのですが、3番目といたしまして、開発ニーズにも関係するのですが、環境社会関連の費用・便益の評価がどうだったのだろうかということが提起されました。一言で言いますと、事業の環境面での便益については割と楽天的にとらえられている。例えば、集水域における保護区の設置、あるいはダム湖への魚の移入、あるいはこの河川の水を他の河川に転流して、その転流先の河川の水質が浄化されることなどを環境便益に当初はカウントしていたわけですが、その中には環境対策としては不適切なもの、例えば魚の移入なんかはよろしくないですとか、あるいはミティゲーションメジャーにカウントされるべきようなものが環境便益にカウントされるのはどうなのだというような議論があったわけです。それから、負の効果として、例えば湛水による生態系の消失、あるいは下流域における生態系も含めたさまざまな変化、そういったものについて、調査がなされていないから記述しないというのではなくて、調査がされていなくても、不確実性を伴う影響としましてとりあえずは記述すべきだということが審査会の場で指摘されたわけです。これについてはファイナルレポートの中で記述していただいていると理解しております。

もう1つは、マスタープランからFSの一体型の調査の問題点です。つまり、マスタープラン段階で個々の事業が見えていない場合、調査設計がどうしても甘くなってしまう、それから、選定案件に関する事前の公開が十分に行われていないというようなことが指摘されました。先ほどの案件と同様、現地環境調査、この案件については2カ月弱だったわけですが、それはいかにも短かったという指摘がありました。

「課題及び教訓」のところですが、1のマスタープランのカテゴリー分類については、

現行ガイドラインの規定は割と明確なのではないかと思っているのですが、ただし、解釈の余地を生むようなことであれば検討ポイントに加えて、文言の見直しなども考えるべきと考えております。

2の需要予測の妥当性については、審査会、JICAの見解ということで議論になったわけですが、私は、結果としてよかった、審査会の意義があったなと考えております。審査会の場でこのような議論が行われまして、それに対してJICAさんがきちんと見解を示されたということで、案件のアカウンタビリティが上がったのではないかと考えています。

4ですが、マスタープラン・FS一体型の調査に関しましては、選定事業のFSの前の段階で手続、例えば案件名、カテゴリー分類などを公開するというようなことも検討すべきではないかと考えております。

環境調査については、先ほどのインド案件と同じ教訓です。

調査のTORというのは恐らく契約あるいはその前のS/Wの段階で決まってしまうわけなので、何らかの形でTORを、外部の意見も入れつつもむというような手続も必要なのかなと考えております。

最後になりましたが、この案件は審査会で大きな議論になりましたが、JICAさんは審査会の議論を踏まえて契約変更をしているのです。数カ月調査期間が延びておりまして、そういう意味では非常に審査会の議論によって調査が深まった案件でもあるのかなということを考えております。

以上です。

原科座長 どうもありがとうございました。

この場合が通常アセスメントをやる規模だと思いますけれども、審査会が結構効果的に働いたという御説明だったと思います。アカウンタビリティを高めることができたとか、調査もさらに深まったというような御説明だったと思います。何か御質問ございますでしょうか。

早水委員 これと前の案件とたまたま調査期間が短いというのが取り上げられているのですけれども、さっきJICAさんの方で、契約期間の話とかがあるのではないかという話もありましたが、日本のアセスでも、急いでやる案件は早くやりたいみたいな話はあるのですけれども、そういう場合でも例えば最低1年とか、アセスとしてはきちっとやることとなります。この場合の調査がアセスでいうとどういう段階なのかはちょっとわからない

い点もあるのですが、基本的にJICAさんがやられる事業は、環境の調査をやる期間は、今回挙げられた2例がたまたま短いのか、こういうものが多いのか、そこは一般的にはどうなのでしょう。

原科座長 今の件いかがでしょう。

事務局（熊代） 一般的にこれを短いと見るのか十分と見るのかというのはいろいろ議論はあると思いますが、JICAとしては、調査内容に応じて必要な期間をとって行っていると考えております。

千吉良委員 先ほどの早水委員の質問とも関連するのですが、調査期間が短い、審査期間が短いという話が大分あるので、一度その要因を調べてもらいたいと思うのは、そもそも最初の段階での相手国との仕切りというところに問題があるのか、それとも何らかの理由でワークフローとかがほかの支援機関に比べて複雑になっているところに問題があるのか。それと関連して、ほかの支援機関でもこういった問題は発生しているのかどうか。これはNGOさんとかももしかしたら御存じかもしれませんが、そういったあたりの情報を教えていただければと思います。

原科座長 今この件で何か御回答いただければ。もしなければ、また後日。では、次回。今の点は大変重要な点だと思います。どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。委員の方でもしないようでしたらフロアの方でも結構ですが、どなたかございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、特にこれ以上御質問がないようでしたら次に参ります。3つ目の事例です。これは福田委員ですね。

福田委員 3つ目と4つ目の事例は両方ともカンボジアの案件で、私の方から発表させていただきます。

まず、表紙のところにあるカンボジア国道1号線改修事業というものについて御説明したいと思います。

これは、実はきょう取り上げさせていただいた4案件のうちで唯一実際に事業が実施段階にある事業であります。実際にJICAさんが担当されたのは開発調査と無償資金協力の事前の調査の部分まででありまして、その後、この事業については閣議決定があり、交換公文が結ばれ、全部で3期に分かれておりますが、そのうち1期と2期については既に始まっております。

カンボジアの首都プノンペンからベトナムのホーチミン市に行く道路が国道1号線とい

う名前になっているのですが、プノンペンからずっと走っていくと、メコン川を渡るフェリー乗り場があって、メコン川を渡るとメコン川の反対岸からベトナム国境までの道路があって、こちらはアジア開発銀行がやっているのですが、プノンペンからメコン川を渡る地点までの改修工事を現在日本のODAでやっているという事業であります。

開発調査の段階ではフィージビリティ・スタディが作成されたのですが、このときは現在のガイドラインはありませんでした。無償資金協力の事前の調査をやるかやらないかということをお話しているときに、ちょうどJICAの前回のガイドライン改訂の議論がございまして、この調査をどういうふうにするかということで相当の議論がありました。最終的には、この調査自体は2004年3月から始まっておりまして、これは現行ガイドラインの施行前の案件ということになりますが、JICAさんの方でも外務省さんの方でもガイドラインの理念を極力尊重してこの事業については進めていくということで、ある意味先行的に適用する案件、実際には、手続的にはそのままガイドラインに従っているわけではないのですが、先行適用しているということになっている案件です。距離としては56kmで、現在、無償資金協力で進行中ということになっています。

問題点は多々ありまして、これは現地のNGOが実際に調査していたり、あるいは私たちもこのプロセスをずっとモニターして、JICAさんや外務省さんにさまざまな懸念を表明させていただいているところであります。今問題になっている点を簡単に挙げさせていただいておりますが、1つは、住民移転計画の情報が公開されていないというのが大きな問題になっています。これはJICAさんが見つけた案というのがあるのですが、その後最終的にカンボジア政府が実施している住民移転計画というのはいまだに公開されていませんし、あるかどうかよくわからないというのが現状であります。

2点目としては、補償単価です。この事業については、ほとんどの移転については土地に対する補償は行われたいということをお話しておりますので、補償単価というのは家屋に対する補償単価、あるいは果物とかフェンスとか、そういったものに対する補償がなされているのですが、この補償単価が低いということで、長い議論が行われています。最終的にJICAさん、外務省さんの方で、この件については市場価格調査をやって、それに基づいて補償単価を設定し直すということをお話いただいておりますが、実際にそれがどうなっているのかということはまだわかりません。わからないままに既に全線の7割5分については既に移転が進んでしまっているという状況になっています。

3点目として、移転地にはさまざまな問題がありまして、特に井戸の水質が悪いという

ことで住民から多くのクレームが出ています。あるいは、学校が遠くなってしまったということも言っていたり、あるいは土地権を付与するという約束になっていたのですが、実際に土地の権利書を受領した世帯はないということになっています。

4点目として苦情処理ですが、住民移転を実際に担当するIRC（省庁間住民移転委員会）というカンボジア政府の組織がありますけれども、実際にIRC以外の人たちから成る苦情処理委員会というのが設けられていまして、ここに対して住民は苦情を申し立てることができる。これに対しては30日以内に書面で回答するという、メカニズムとしてはきちんとしたものが設けられているのですが、実際に機能していない。地方自治体が窓口になっているのですが、ここに持っていくと受け取ってくれないということがたくさん報告されているというのが現状であります。

ガイドラインの適用状況ということですが、これは主にガイドラインの別紙1にある非自発的住民移転に関する部分との比較でこの事業はどのようなだろうということを書かせていただいております。

1点目は、補償については、十分な補償を適切な時期に行くとガイドラインに書かれておりますが、実際にカンボジアのNGOが今年の夏、8月ごろ住民の聞き取り調査を行っていますが、この中では、6割ぐらいの住民が、受け取った補償金では実際に移転の費用を賄うことができなかつたと話しています。また、実際に再補償するとJICAさんからは聞いているのですが、このスケジュールがわからないまま既に移転はかなりの部分終わっているというのが現状でありますので、これは十分な補償でもないし、適切な時期にも行われていないと私は考えております。

2点目は生計回復でありまして、例えば収入機会、生産手段について最低限回復するよう努力するということがガイドラインには盛り込まれています。これも実際には相当多くの人たちが実際に移転後収入が少なくなったということを訴えています。これらに対する支援策は、実際には何も行われていない。外務省さんから私が聞いている話としては、実際に工事に当たる地元業者に住民を優先的に雇用するように指導しているという話は聞いていますが、それ以上の支援策は何も行われていません。

3点目は住民参加の問題ですが、住民移転計画すらないので、参加も何もないというのが現状であります。

「課題及び教訓」ということで何点か挙げさせていただいております。

1点は、無償資金協力において審査とか案件のモニタリングというのは何だろうという

ことを考えていかなければいけないと思っています。現行のJICAのガイドラインというのは、無償資金協力については事前の調査、案件の採択前までに情報を集めるということについてしか触れられていません。実際に案件に対して資金を供与するのかどうか、それから、交換公文を結んだ後どのようにモニタリングをしていくのかということについては、外務省さんが作成されている無償資金協力審査ガイドラインというものに盛り込まれています。ところが、こちらの方には、環境社会配慮面についてはJICAさんからの情報に基づいて対応すると触れられているだけで、ある一定の要件をクリアしないとお金を出しませんという形では書かれていません。また、事業の実施中に関する規定は非常に少なく、環境社会面について現地の住民から懸念が表明されれば適切に対応するという文言は2～3行盛り込まれているだけです。新しくJICAさんが今後無償資金協力の実施についても責任をとる体制になりますので、これについてはきちんとしたガイドラインを設けるべきであろうと考えております。

2点目については、先ほど既に清水さんのプレゼンテーションにもありましたが、どのような補償を行うのか、いつ行うのかといったことについて、現行のガイドラインよりもきちんとした文言を盛り込むべきであると考えております。1つは、市場価格に基づく再取得価格をきちんと支払うべきであるし、最低限、補償は移転前に提供されるべきであると思います。

3点目ですが、移転計画についても、現行のガイドラインにおいては特段触れられておりません。しかし、移転に関する対策の立案、実施、モニタリングには住民の参加が促進されていなければならないということが書かれているわけです。移転計画を公開しないでどうやるのだと私は考えておまして、ぜひ移転計画をきちんとつくってください、それに際してはきちんと移転計画をドラフトの段階で公開して住民と協議をしてください、そういう文言を盛り込むべきではないかと考えております。

2点目と3点目のポイントについては、既にJBICに対するNGO提言でも触れられている点と同じポイントであります。

この件については以上で、添付資料として、ファクトシートと、現地のNGOが行った現地調査の報告書、現地のNGOから外務大臣に出されたレターのコピーを添付させていただいております。国道1号線については以上です。

原科座長 ありがとうございます。

それでは、今の件に関しまして御質問はございますでしょうか。今の件は特に社会影響

が中心の御説明だったと思います。住民移転計画が公開されていないとか、補償がどうも不十分であるとかというようなことだったと思いますが。

中山委員 住民移転、用地の問題は、私どもの協会がいつも外務省、JICA、JBICにお願いしている件なので言いにくいのですが、ここはちょっと視点を変えていただきたいと思います。例えば、本当にカンボジア政府が住民移転に対して予算的なものを持っているのかという話が1つと、もう1つは、用地交渉をする人のノウハウとか、そういう意識を省庁が持っているのかとか、そういったところがないと、環境の話だけでいかないで、やはりその国の持っているキャパシティというか、そういったところで考えないといけない。これは余り払っていないような例ですので。そうでないと、一般的に対象国が全部こういうことではなくて、多分この国の力がちょっと弱いのかなという気がしているので、こういうときにはやはりカンボジアに何かしてあげるということをしてほしいといけません。このプロジェクトは非常に大事なプロジェクトだと思うのです。ここでPRをJICAさんかわりにするのは悪いのですが、メコンの地域で横方向のルートは2つやっています、南側の一番大事なルートですね、東西回廊と言います。そこがとまってしまう話ですので、やはりいろいろなことで応援すべきプロジェクトだと思っています。そのために住民が困るということではまずいのですが、国を支援するということで、環境という切り口で見るとそういうことが出てくるのですが、難しい話ですが、例えば今、JBICは、用地についてはお金を貸さないということになっていますが、ほかの、例えば世銀、アジア銀はどうなのでしょう。例えば用地でもお金を貸すのかとか、その国が用地に対して意識がなければ、お役所の方を少し教育するとか、そういった視点まで入れないと、多分これは、環境ガイドラインをどうするかという話だけでは解決しないような気がいたします。ただ、早く仕事をやってくれ、我々業界に仕事を回せということで言っているみたいなので、ちょっと誤解があるとまずいですが、ただ、この国の発展のためには必要なプロジェクトだと思いますし、何かしてあげたいなという気がしますので、そういった面で委員の方に見ていただかないと、ただ手続をやっていないからけしからんという話ではないと思うのです。

原科座長 今おっしゃるように、結果的に現地の方にいいようになるようにいろいろな工夫が必要ですね。この件に関して何かJICAの方ございますか。

事務局（齋藤） JBICの齋藤です。今の点で事実関係だけ申し上げますと、円借款の場合、現時点では、住民移転に関する費用あるいは用地取得の費用を円借款対象にする

ということはありません。それは、考え方としては、その部分は当然内貨で発生する費用でして、自助努力という観点できちんと相手国政府に費用負担をしてもらう必要があるという考えに立っています。それに対して、今、世銀、A D Bはどうかという御質問がありましたけれども、理解しているところでは、恐らく2～3年前からであったかと思いますが、システムを変えまして、世銀、A D Bは一部用地取得の費用等を負担する場合もあると理解しております。

堀田委員 今の点に関連してですけれども、私も中山委員がおっしゃったことに同感ですが、今、齋藤さんから御紹介いただいたように、それぞれの融資機関の中でいろいろ考え方が変わってきている部分もあるし、新しい試みもされているということだと思います。例えば世銀やアジア開発銀行で試みられているのは、住民移転ですとか土地収用に係る費用に対してリハビリテーションあるいは生計の回復といったような、そういったリハビリテーションのプログラムの1つとしてやっていこう、そういうものを切り出して独立したプロジェクトとして立ち上げていこうというような試みがあるように伺っています。例えば、特にこういった社会影響が大きいようなプロジェクトであれば、もともとの、例えばインフラ建設の一部としてこういうことを行うには余りにもいろいろやらなくてはならないことが多過ぎるというような背景があるように思いますので、そういったプロジェクトの構成あるいはその作り込み方といったスキームの問題も含めて議論する必要があるのではないかと思います。

原科座長 事業の一部として、関連事業として考えるということになりますか。

堀田委員 独立した関連事業。

事務局（齋藤） 今のお話で思い出したのですけれども、円借款でも移転先のインフラ整備をする、例えば道路とか上下水あるいは送電といったものを整備するということは、現在も円借款資金の対象にする場合はあります。それから、移転後の生計回復の支援ということで、例えば事業実施者がコンサルタントのような、職業訓練をするような者を雇用して、移転対象になった住民の方をトレーニングする、そういったところも円借款でカバーするということはやっています。申し上げたいのは、補償費とかというものを直接円借款でやるということは、今の時点ではやっていないということになります。

原科座長 今の関連でほかにございますでしょうか。

福田委員 先ほど中山委員からお話があった点は、実は私も非常に同感でして、2つのポイントがあると思っています。1つは、今のJ B I Cさんがやっているモニタリングの

形というのは、基本的には貸し付ける相手、借入人がきちんとモニタリングをやってください、まずはモニタリングの報告書を出してください、それできちんとやっているかどうかをJ B I Cさんが確認するし、必要な場合には現地に行って確認しましょうというやり方でやっているのですが、カンボジア政府を悪く言うのも非常に申しわけないと思うのですが、例えば大規模な住民移転の計画はありません、最近まで内戦で、大規模インフラをつくり始めたのは最近ですというような国に対してそういうやり方でいいのかどうかということは1つ考えなければいけないと私も思っています。実際に現地で実施段階においても技術協力的な部分を入れていかない限りはきちんとした対応というのは難しいのではないかとことはありますので、そういったものについて新しいJ I C Aさんのスキームがどうなるのかということとはわかりませんが、実際に日本側で技術援助としてフォローするというを組み合わせていくということは考えていく必要があるのかなと思っています。

もう1点、資金の問題ですけれども、実は無償についても同じ議論をさせていただいたことがあって、基本的にはラインは同じで、無償資金の中では補償費については持つことはありません、理由としては、これは内貨分であるし、自助努力の問題でありますとお答えいただくのですが、しかし、この事業を見ていただくとわかるのですけれども、全部で80億円以上かかる事業で、そのうち9割以上は日本からの無償資金協力でやっている。私が知っている限り、移転にかかる費用というのは大体2億円から3億円ぐらいの幅なのですが、この部分を相手国に持たせるということと自助努力というのはどうつながるのかというのはいま私にはよくわからない。この部分にお金をつけられるかどうかというのは、この事業で最も脆弱で被害を受ける人たちが今後きちんと生活できていくのかどうかということに一番影響するお金だと思うのですけれども、ここを相手国に任せてしまっている。このやり方がいいのだろうかというのは私も常々問題意識として持っているところです。

原科座長 ありがとうございます。

さらにこの議論を進めたい気もしますけれども、趣旨が違いますので、これはまた別の段階にいたしましょう。

今の件に関してほかに御質問ございますでしょうか。この事例に関しまして、ほかにございましたらお願いいたします。フロアからもございましたら、お手をお挙げください。

よろしいですか。

では、もう1件あるそうです。これで最後ですね。では、もう1件お願いします。

福田委員 今のカンボジア国道1号線の資料が8ページまでありまして、その次にカンボジア第2メコン架橋建設事業に関する資料が、これは1枚だけあります。

これは、先ほど申し上げた国道1号線が途中でメコン川を渡るのですが、メコン川を渡る部分に橋をかけよう、簡単に言えばそういう事業であります。これも開発調査が2004年から2006年に行われて、その後、無償資金協力の要請が来て、現在、無償資金協力の事前の調査をかける段階にあるという事業であります。開発調査についても、要請自体は現在のJICAのガイドラインの施行前にあったものなので、直接適用される案件というわけではありませんが、これについても可能な限りガイドラインを適用してやっていこうという話で進められております。無償資金協力の事前の調査については、ガイドラインが完全に適用されて進んでいるという形になります。

この事業は非常におもしろい開発調査が行われまして、開発調査の中で4つの代替案が比較されました。何もしない、橋をすぐつくる、今フェリーで渡っているのですが、フェリーを改善する、それから、フェリーの改善をしながら交通需要の伸びを見て橋をつくるという4つの代替案が比較されまして、最後の、フェリー改善プラス橋梁建設というオプションが最適案として選択されたという開発調査が実施されています。

その後、無償資金協力の要請が来て、無償資金協力の事前の調査という形で基本設計調査をやりましょうという形でJICAさんから環境社会配慮審査会に諮問がありました。ですが、これは委員会では相当な議論がありまして、本当に基本設計調査をやる段階にあるのかどうかということで相当な議論がありました。議論がありましてというのは、知っているのですが、これを議論されたのは12月の話なのですが、まだ答申が出ていないので、最終的にどうなったのかということは、私は伺っておりません。

実際の環境社会影響という点については、1点は、260世帯が住民移転の影響を受ける。2点目として、今、フェリーの両岸でたくさんの方がフェリーを利用するお客さん向けに売り子さんをやっているのです。フェリーサービスがなくなってしまうとこの人たちが職を失ってしまうという非常に大きな社会影響が心配されています。3点目としては、実際に橋梁を建設するということになりますので、湿地帯あるいはメコン川の生態系に対する影響が懸念されているところです。

主にこの前、無償資金協力の事前調査をやるか、どうするかという議論の中で出てきたガイドラインの課題を何点が挙げさせていただいております。

1つは、開発調査の提言の中にさまざまなことが提言されていました。例えば、現在あるフェリーサービスを、橋ができるまできちんと維持・改善していきましょうということさまざまな提言がなされています。ところが、その後、JICAさんはフォローアップ調査というのをやったのですが、こうした点について、その後きちんとフォローされていないということが問題だと思っています。結局、開発調査でカンボジア政府に対して提言した内容を実際にやったのかやっていないのかというのがわからないままに既に無償資金協力をどうしようかという議論が進められてしまっているというのが実態であります。

「要請段階情報公開への対応」というのは私の恨み言なのですが、JICAに対して、要請段階でこういう案件が来ていますのでということがありましたので、私ともうお一方、NGOから、こういうやり方をした方がいいのではないですかというふうなコメントを出させていただいたのですが、何の返事もなかったという話であります。

3点目ですが、基本設計調査に入るか入らないかという段階で何を確認すべきであるかということについて、JICAさんと審査会の委員の方あるいは私たちとの間で見解が分かれるということがありました。現行のガイドラインについて言えば、私の理解で言えば、基本設計調査に入ってしまうと、その後引き返すのは非常に困難になってしまう、したがって、基本設計調査に入る前の段階で、この案件は環境社会配慮上問題はないのかということを確認しましょう。確認して、オーケーだということであれば、その後、基本設計調査をやりたいというふうに、現行のガイドラインをつくる時には議論しましたし、そのようにガイドラインには書いてあると私は思っていたのですが、JICAさんは、当初は、この案件についても既に開発調査がなされているので、基本設計調査をやりたいという形で提案していただきました。実際、基本設計調査に入る段階で何をチェックすべきかということについて、必ずしもガイドライン上明確ではなかったのかなと思っています。

「課題及び教訓」というところに何点が挙げさせていただきました。1点目は、住民移転計画を開発調査において何をつくっているのかということについて。これは今まで触れていない内容ですが、今は、JICAさんが行うフィージビリティ・スタディの中では、住民移転計画については、案をつくらずにフレームワークというのをつくるという形になっています。相当引いたものをつくっているのですが、これは、その後実際に事業化されるかどうか分からないということが前提となっているのでフレームワークというものしかつくっていませんということがJICAさんからの御説明であります。しかし、今後は、

本体の案件に対する資金協力につなげていこうということでF / Sをやることになると同
っておりますので、それであれば、きちんこの段階で住民移転計画案をつくることを支
援するべきではないかと考えています。

2点目は、実際に案件形成の段階でこちらが調査し、提言した内容というのは、実際に
案件をやるかやらないかという資金協力の審査の段階で、提言が実現しているのかどうか
ということをきちんとチェックするべきではないかということでもあります。

3点目は、先ほど申し上げましたが、基本設計調査の扱いであります。基本設計調査が
どうなるのかということは私は知りませんので、これについては今後、新しいJICAの
業務フローが固まっていく中でまた議論させていただきたいと思いますが、無償資金協力
についてはどの段階できちんと環境社会配慮について要件をクリアしなくてははいけないの
か、それと実際に幾らかかるのかという詳細な積算作業との関係はどうあるべきなのかと
いうことを、今後、新しいガイドラインをつくっていく中で議論すべきだと考えておりま
す。

第2メコンについては以上です。

原科座長 それでは、ちょっと駆け足でお願いしましたけれども、フロアから満田さん、
どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。実は私、審査会の委員だ
ったころこれを担当していた関係で、本案件については思い入れもあり、無償資金協力の
要請段階でコメントをさせていただいた者の一人でございます。

先ほど福田委員は、恨み言ですがと、ちょっとふざけておっしゃっていましたが、私は、
これはそれ以上の問題だと思っているのです。というのは、JICAさんがこの段階でカ
テゴリー分類を公開して一般からコメントをもらう意義というのは何かということだと思
うのです。私のコメントの内容は、本件を本当に無償資金協力でやっていいのでしょうか
という、JICAさんにとっては、そんなのは外務省に言ってくれよというコメントが1
つ。それから、住民移転の対応は大丈夫なのでしょうか、例えば国道1号線の対応を見て
いますと非常に問題が多いようですが、開発調査の中でもいろいろリコメンデーションさ
れていますが、そのリコメンデーションは大丈夫なのでしょうかというような、住民移転
関係のコメントをさせていただいたのです。先ほど福田委員が説明したとおり、JICA
さんはこれに対して返答をくれないまま、無償資金協力に関して外務省に対する提言とい
うのを送りまして、私はその間全然意識していなかったのですが、いつの間にか次のステ

ップが始まっていた、そういったことだったわけです。福田委員の説明にもありましてと
おり、フォローアップ調査というものがなされたわけですが、本来であれば開発調査のリ
コメンテーションをフォローするべきフォローアップ調査が終わらないうちに無償資金協
力の手続が進んでいったことは、私は非常に納得がいかないと考えております。

私の方から以上コメントさせていただきました。

原科座長 どうもありがとうございました。今の、無償に行っていていかどうかという御
質問の趣旨はどういうことになりますか。有償でやった方がいいとか、そういうようなこ
となのですか。

一般参加者（満田） ODAの議論になると、先生方が多い中、若干口幅ったいよう
ですが、本件は無償資金協力にしては巨額の、私の理解では、たしか75億だったと理解し
ております。無償資金協力そのものが数億レベルの保健ですとか学校建設、教育関係です
ね、そういったものを目的としてデザインされている案件が多い中、国道1号線、第2メ
コン架橋と2案件、インフラ物が無償資金協力で支援されるのはなぜですかという問いか
けだったわけです。私はそのことに対して、何が何でも無償はいけないとか、そういうつ
もりではなかったのですが、やはりそのことに対するしっかりした説明を何らかの形でい
ただきたかったなとは思っているのです。でも、JICAさんに言わせれば、それは外務
省が決めることである、聞くなら外務省にしてくれということだったろうと思うのですが、
それはそういうお返事をいただきたかったなと考えております。

原科座長 私も少しこの案件は傍聴に行ったりして知っております。私はJICAの異
議申立制度の審査役を務めておりますので、時々審査会を傍聴に参ります。この案件はか
なり重要な案件だということを知りました。伺ったときの最初の議論では、有償資金でや
るような話も聞いたものですから、そのようなものかと思いました。しかし、その後、無
償資金になりましたので、その辺のことがちょっと気になります。

私は今この有識者会議の座長をやっておりますけれども、現在のガイドラインをつくる
ときも、もう数年前ですが、やはり座長役をやりました。そのときの議論を覚えておりま
すけれども、外務省の担当の方が、通常は無償資金協力は数億程度だとおっしゃって、通
常は巨額のものはやらないのだ、例外的だという言い方をしておられました。特に欧米で
は、インフラ整備で巨額のものは無償でやることはまずないと言っておられまして、それ
が世界の普通のやり方だということだったので、私もそういう考え方をしておりましたの
で、余計その辺が不思議に思ったのですけれども、この事業はやはり巨額ですので、それ

なりにしっかりと対応しなければいけないと思います。無償と有償は全く意味が違いますね。有償であれば、相手国政府はお金を返さなければいけないので、慎重に考えます。無償ですと、ただだけですから、大分違ってくると思うのです。そうすると、それだけの巨額のお金を出すのであれば、やはり国民に対するきちんとした、まさに説明責任を果たさなければいけないので、きちんとした調査、審査をしていただきたいと思います。

私は、これはこのガイドラインをつくってよかったという例だと思います。先ほど福田委員の御説明にありましたように、代替案の比較検討をやっているのです。4つの代替案を比較検討して、どういうふうにしよう。その考え方は、いきなり大きなインフラ整備をしないで、現在のフェリーポートでどこまでやるかを確かめてみましょう、そんなことで比較検討しておられますので、まさにこれは説明責任を果たす姿勢だと思うのです。それが、少し時間がたったら、もう橋をつくる話になりそうになってきたので、この辺はやはり気にかかりますので、そんなことで今質問させていただきました。

この件に関して、ほかに御質問ございますでしょうか。

吉田副座長 立派な調査をしてきて、報告があったわけですがけれども、1つ、この調査を通じて、さっきたしか中山委員のお話にもあったのですけれども、基本的には、途上国の、こういうことができる能力をいかにしてつくれるよう支援するか。それはODAを通じてでもあり、NGOの活動そのものの1つの究極的な目標だと思っているのです。そういう個別の問題からもうちょっと広げた形で議論し、それを途上国の政府あるいは関係者あるいは市民、そういう人たちに対する働きかけという意味では具体的にどういうことが可能で、どこまでできて、今後どういうふうに行っていくのだろうかという、その辺の御意見を伺えると、むしろ大変にガイドラインをつくるときの参考になると思うのです。その点何か御意見ございましたら、清水さん、あるいは福田さん、今回報告していただいた方にコメントをいただきたいと思います。

福田委員 おっしゃるとおり、途上国にどういう法制度があるのか、その中で実際に途上国の住民やNGOがどう参加できるのかというのは、事業の環境社会影響にきちんと対処されるためには恐らく最も重要な事項の1つだと私も思っています。一方で、では途上国の制度はどうなっているのかというと、非常に心もとないというのがありまして、例えば、今、カンボジアの住民移転問題について2件発表させていただきましたが、カンボジアの状況について言えば、憲法には「土地を収用できる」というふうには書いてありますが、土地を収用するために必要な法律というのはいまだない。今、カンボジア政府が国家

移転政策というものをつくって、これは実際に政令という形で制定されると聞いているのですが、政令として移転の手続についてつくっていかうということを実際にアジア開発銀行の技術支援を受けてやっています。なので、私自身も、あるいはカンボジアのNGOも、これまでの経験に基づき、今後つくられる住民移転の政令についてどうあるべきなのだろうということは相当議論していますし、実際にカンボジア政府あるいは支援しているアジア開発銀行さんともいろいろ議論して、働きかけをしているということは一方であります。

しかし、その一方で、私たちの税金が使われるODAをどういうふうな事業に使うのかということは、それはそれで日本側の議論としては別途あるべき話であって、たとえカンボジアの制度は今頑張っている程度ですよ、能力はなかなか向上しません、今から10年20年かかる話ですよというときに、その段階で、住民が何かしらの被害を受けるとわかっていてもお金を出すのかどうかというのは、それは日本のODAとしての主体的な決定をしなければいけない場面であって、それはそれで、このガイドラインをどう改訂していかうという文脈の中ではそちらの方が重要なのかなと思っています。問題は、そのギャップを埋めるための実際のどういうふうな仕掛けだったり仕組みがこのガイドラインなりガイドラインの外なりに設けることを私たちができるのかなという課題なのかなと思っています。

原科座長 清水委員、いかがでしょうか。

清水委員 非常に難しい問題だと思いますけれども、幾つかあると思うのです。まず、途上国もしくはその市民に対して何ができるのかということですが、それこそ、こういったガイドラインを適用していく案件において、おこがましい言い方ですが、実施政府なり何なりに学んでいただくという部分は多いかなと思っています。例えば、先ほど事例で挙げさせていただいた南部ハイウェイ建設事業はスリランカで初めての高速道路を建設する事業でして、これも非常に多くの問題が出されましたけれども、その問題が出された過程で、JBICは情報公開を全くしていただけていないので、どういう対応をされているのかわからないのですけれども、ADBに関しては、恐らくJBICも一緒にやっていると思うのですが、移転のプロセスをADBのセーフガード政策に遵守させるというようなプロセスにおいて、キャパシティ・ビルディングのためのテクニカル・アシスタンスですとかお金を出したたりということをしていますので、そういうプロセスによって相手国のガバナンスを高めていく、強めていく、もしくは市民の参加を得ていくということが1つの答えかと思います。

原科座長 どうもありがとうございました。

では、フロアから手が挙がりましたので、田中さん、どうぞ。

一般参加者（田中） JICAの国際協力専門員の田中と申します。私は、きょう紹介のありました中で1つだけ、第2メコン架橋に環境社会配慮、専門がアセスメントをやっておりますので、そのアドバイス業務で委員の一人として入りました。

先ほど御説明がありましたように、メコン第2架橋につきましては、今まで開発調査ではなかった、いわゆる橋ありきのやり方ではない、4つの代替案をやってみようということで、関係者一同相当苦労しながらやったものでした。カンボジア側のカウンターパートの方々も最初は、橋で要請したのになぜそういうことをしなければいけないのだというような議論もございましたけれども、カンボジアの首都のプノンペンと、ネアックルンという実際のフェリーのターミナル、そして橋が架橋としてかかる予定地で何度もステークホルダー協議を開いた結果、現行のフェリーのサービスをきちんとした上で、交通需要が最初の予測値でハイ、ミディアム、ローとどのあたりにいくかということをやってみようということで最終的な開発調査の結果が出たわけです。

私自身は、こういう議論をする場合に、そのプロジェクトが本当に今必要なのか、それから代替案を考えたときにどの代替案が最も優先順位が高いかというあたりを、ステークホルダー協議等を通じてきちんと、ODAの開発援助、特にインフラの場合はやっていくということは今後もしっかりとやっていくことが本当に重要なことだと、参加する者の一人として感じております。

この第2メコンにつきましては、カンボジアの Inter-ministerial Resettlement Committee、IRCといいますが、省庁間住民移転委員会の方々も私たちも連絡をとり合って、昨年は、この会合がよく開かれます東京国際センター（TICC）に5人のIRCのメンバーの方をお呼びしまして、日本の移転の状況なども、道路関係者の方々にお会いしていただいたりしながら、カンボジアJICAの事務所が中心になりましてそういった研修もしております。日本の場合、国土交通省が最もPI（パブリック・インボルブメント）を道路案件できちんとやっているということで、奈良国道事務所で実際にPIをやっている方々との話し合いも、各国の環境省等でこういった移転の問題をやっている方、あるいは公共事業省で移転の担当者の方を日本にお呼びして、そういった研修も、少しずつではありますけれども、やっております。こういったやり方をこれから、少しずつではありますけれども、充実させていくことも一つ重要なことと思っております。

す。

原科座長 どうもありがとうございました。

キャパシティ・ビルディングあるいはキャパシティ・ディベロップメントまで行けばまたいいのでしょうか、そういうことの具体的な取り組みの状況をお話しいただきました。

4つの代替案を比較検討する、これが本来のアセスメントのやり方でありまして、日本ではこれまでそういう例が少なかったのですが、環境影響評価法が1997年にできまして、99年から全面施行になりました。それ以降10年ほどたちますけれども、この間に国内でも代替案の比較検討をする例が次第に出てまいりました。JICAでは、今のメコン第2架橋の例で、私も本当にすばらしい例だと思います。非常に合理的だと思います。皆さんもよく理解できる。そういうことでやったので、ですからフォローアップ調査が大事だとさっき満田さんがおっしゃったと思います。フォローアップ調査をやってから次のことを考えるということだったのに何か話が変わってしまったから、これは変だなと、こういう話だと思うのです。

こういうオープンな、透明なプロセスを持つこと自体が、地域の行政の担当の方とか企業の方とか、あるいは市民社会の中に、環境アセスメントというのはどういうものなのか、どういう効果があるのかということもよく理解していただけます。これこそまさにキャパシティ・ビルディングになるのですね。いろいろな形でこれは効果があると思いますから、このガイドラインも、そのようなキャパシティ・ビルディングがキャパシティ・ディベロップメントにつながるような形のものにぜひしていただきたいと思います。今の御紹介でそのような感じを持ちました。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。あるいは御意見等ございましたら、お願いいたします。 よろしいですか。

それでは、事例紹介は以上4件ということで終わらせていただきます。

議題の1番は予定より少々長くなりましたけれども、これで終わりにいたします。

(2) ADBのSafeguard Policy Updateについて

原科座長 では、次に2番目でございます。先ほどADBの例も御紹介いただきましたが、ちょうど今、ADBのセーフガード・ポリシーを改訂しよう、更新しようという段階

にございまして、来週も4月22日に、パブリックコンサルテーションでしょうか、そういう会議がございます。これに関しまして吉田副座長から御説明いただけるということで、では、吉田先生、お願いします。

吉田副座長 どうもありがとうございます。

何でこんなことをボランティアにやるかというのは、たまたまADBに15～16年いたということで多少親近感があるのと、自分がスタッフのときにやっていた。ただ、もう10年前にやめていますから、その後アップデートがなかなかできなかったということもあって、自分でも見直し、ADBは最近どうなっているかということで、ペーパーが送られてきたものですから、さっと見て、これは我々のこのガイドライン改訂の検討委員会でも結構役立つかなということで、簡単にまとめたものを配付しました。資料4-2-1です。かいつまんで10分ぐらいでお話ししたいと思います。

新JICAになったときには、技術協力、資金協力、無償がその間に入るということで、一体的な国際協力ができる体制になるということと、ADBでは、技術協力、地域技術協力も含めてですけれども、資金協力をやっているという面で、オペレーションが極めて似てくるという状況もありますので、きっといろいろな意味で参考になるだろうという点が1点。もう1点は、この中にも入っていますけれども、パリの宣言がハーモナイゼーション・ポリシーということで、途上国側にしてみたら、いろいろな機関、いろいろなガイドラインがあっては困ってしまう、それでなくてもキャパシティがないのに、ガイドラインが幾つもあって、それに一々対応するのは彼らにとっては悲惨なオーバーロードになってしまうということもあって、我々自身も世界で1番目か2番目の国際開発協力機関になるということですから、それなりのインパクトが出てくると思うのです。と同時に、国際的なそれ相応の責任が伴うということから見ますと、援助の中でのハーモナイゼーションということは1つの重要な視点であると思われました。それでもってちょっと紹介したいということです。

この Consultation Draft of the Safeguard Policy Statement というタイトル自身は、法律で言うと憲法に当たるものをポリシー・ステートメントという呼び方をします。理念と目的をきちっと踏まえるという憲法的な位置があって、その下にガイドラインとかハンドブック、それは日本で言うと法律になりますね。道路法とか水資源開発法とか、そういう法律になって、さらにその下に、実際に憲法と法律に基づいて具体的な業務をどうするかというオペレーションに相当するオペレーションマニュアルというもの、その3段階構成

で実際の業務をやっているということで、そういう意味ではこれは憲法に当たる部分ですから、ガイドラインを規定し、オペレーションマニュアル、業務指針を定義するという大変重要なものです。したがって、極めて時間をかけて練り上げる。例えば、今回出てきたドラフトに至るまでに恐らく3～4年かけていますね。それで最終段階に来ているものですから、原科座長がおっしゃったように、来週22日にカントリーコンサルテーション、日本の方々から意見を聞きたいということで、9時から10時から3時ごろまでやと思います。興味のある人は、ADB研究所で開催されるオープンフォーラムだと思いますから、少なくとも座長には出ていただきたいと思っていますけれども、よろしくお願いします。

背景を で書いておりまして、今言ったようなことで3層でなされたドキュメントがあって、なぜするかというと、どうもいろいろな意味で環境社会配慮を取り巻く環境が変わってきたということを認識して、1つは、途上国自身が環境社会配慮対処を過去何年かやっているうちにそれなりの認識とそれなりの体制をつくりつつあるという条件があるということ。もう1つは、ADBを含めて、ほかの機関でもそうですけれども、いろいろな試行錯誤でいろいろな経験が蓄積されているというのが2点目になると思います。もう1つは、融資形態、援助形態が極めて多様化しているという現実があって、それも踏まえる必要がある。4点目が、先ほどお話しした、いろいろな機関がやっているセーフガード・ポリシーに関する動きが結構激しいものですから、そういうものも踏まえ、かつ教訓、ベストプラクティスなんていうものも学んでいこうと。そういうことを背景にして進めている一環の作業がセーフガード・ポリシー・アップデートということで、もう1つそれをきちんと、5つぐらいの目的ということでまとめてあります。

このセーフガードに関するいわゆるエンバイロメンタル・コンシダレーションとインボランタリー・リセットメント、主に3つの分野ですけれども、この用語自体もなかなか定義が難しく、一貫して、またそれら相互の関連性というかコンシステンシーがあるようでないということなので、もうちょっとしっかりしようよというのが第1点目。

それから、大変よかったのは、今の5つですか、ケーススタディをやっていただいた主要な論点が実はほとんど網羅されていると思います。今、5つのケーススタディで報告があったのは、2番目で、事業初期の手续がどうだこうだということで非常にエネルギーをかけているのですが、実際に動き出してしまうと、どういう資金と資源を使って、だれが責任を持ってそれを見守って達しているかという、ここで言う結果対応アプローチ、英語ではリザルトオリエンテッド・アプローチと言うのかな、要するに、現実に起こって

いるのはわかっていながら、だれも手をこまねいてできないという状況ですね。これはまずいよと。わかっているけれども手を出せない、何なのこれというのが非常に大きな問題だという認識です。ですから、執行過程で実際に動き出したときに問題が起きたとき、これが先ほどの例では、例えば1つにはJICAの契約変更ということがありましたね。この環境社会配慮というのは非常にダイナミックで、プレディクションが難しいと考えていいのです。いろいろなステークホルダーがいろいろなインテレストで事前の予想と違った行動をすとか、極めて予測不可能な領域だということで、そういう意味から言うと、やはり執行過程で出てきた問題に対して適切に対応するようなシステムをつくっておかなければいけない、そちらの方をむしろ重視しなければいけないというのがこの改訂の目的の1つになっていると思います。

3番目は、先ほども言いました融資形態の変化や革新的資金調達法、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）も入ると思うのですが、そういう形での適合性を持たせるようなことが必要だということですね。

4番目が、これも先ほど話しました多国籍間。これは、いろいろなところがいろいろなことをやると、相手国もいろいろな多様性があるなかなか難しいのですけれども、それにうまく柔軟に対応できるようなセーフガードのアプローチが必要だ、そういうことを検討したいということだと思います。

最後、5番目、これはADBの勝手な話なのですけれども、内部での業務プロセスですね。資源配分。スタッフと予算をきちっとリンクさせないと意味がない。これはいつも大変大事なことで、これは前回の議論でもあったと思うのです。新JICAでガイドラインを執行するスタッフと予算と時間はあるのかというのはとても大事な制約条件というか前提条件だと思いますので、こういう点は我々の新JICAガイドラインにおいても極めて重要な 이슈になると思っております。

2番目のパラグラフは、セーフガード・ポリシー・アップデートということで、これができると、先ほど説明しましたようにガイドライン・マニュアルが改訂され、それからオペレーションマニュアルを改訂していくという順序になりますから、タイミングから言えば、今は2008年ですから、2010年ぐらいにならないと、これは全部そろわないのではないかと私は思っています。

今回のこのステートメントに関しても、2005年にウェブで公開して、コメントをもらい、かつ、2006年、2007年と2年間、各分野においてスペシャル・エバリュエ

ーション・スタディというのを相当な時間と金をかけてやっています。その結果も報告されています。我々の文脈で言えば、今回報告があったJ B I C、J I C Aの実態調査ですが、そういうカテゴリーのスペシャル・エバリュエーション・スタディの成果を踏まえています。私もエンバイロンメンタルの分野のスペシャル・スタディを読みましたが、きょうのケーススタディで 이슈 になってたことなどもたくさん挙げていました。これは今後、カン トリー コンサルテーションを踏まえてワーキングペーパーというのができて、それから、向こうの勝手な用語なのですけども、リストラクテッド・ペーパー、理事会に上げるペーパーになって、そこで承認されるというプロセスがつきます。

我々の今回の新J I C Aガイドラインの検討に当たって、ほかの国際機関と共通に認識しておくべき、あるいはしておきたいのが外部状況ということで、幾つか挙げてみました。7点ぐらいポツがあります。

最初は、開発に伴う環境社会配慮に対する途上国の対処の仕方は彼らの対処能力が千差万別であるように大きな差が認められる。これはエバリュエーション・スタディでいっばい出てきています。

それから、特にアジアの開発のプロセスで見えてきたのは、政府、民間企業、市民組織、ローカルコミュニティの役割と責任が変化を見せ始めてきたことである。とりわけ民間金融機関を含めた民間企業が社会的・環境的責任に大きな関心を示すようになってきた。我々がともすれば忘れがちな点は、1つは、ODAというのはどのぐらいのインパクト、どのぐらいの規模なのかというのをいつも頭の隅に置いておかないと見誤ってしまうと思うのです。私も簡単に掲載したのですけれども、最近で言うと、ODAというのは開発途上国の総投資額の数%なのです。90数%は民間の投資なのです。そうすると、途上国で行われている総投資額の数%の範囲内で我々が幾ら頑張ったって、それはかなわないですよという議論なのです。だから無視しろというのではないのです。だからこそ、90数%ある民間の方を動かす手だてはないか、そこも考えてほしいということです。最近、きょう御報告があった満田さんが得意な分野のコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティですか、あるいはエンバイロンメンタル・レスポンシビリティ、そういう動きが大変大きな流れになっていますよね。そういうところとも協調する時代になっているということだと思います。

それから、途上国自身が持続的発展のために適切な環境社会配慮のための制度整備や能力強化の重要性を深く認識するようになってきた。彼ら自身がということです。先ほど私

も発言しましたがけれども、むしろ我々が援助するのは、途上国のそういう制度整備や能力強化の、目的ではなくて手段と考えた方がいいと思うのです。彼らの能力強化や制度整備をするための手段として使う、そういう認識があると、先ほど田中専門員からお話がありましたように、いろいろな我々が持っている比較優位で、日本の援助の比較優位というのは、総合的アプローチが可能で、学生も奨学金で呼べるし、そういうトレーニングがたくさんできる、ファシリティもある、ノウハウもあるということです。そういう意味で、そういう補完的な協力事業を通じて制度整備や能力強化に並行してやっていくのがとても重要だと思っています。また、それがあある意味で究極的な目標の1つだと思っています。

それから、最近の動きでは、途上国がすごく目覚めてというか自我が非常に強くなっているということもあって、カントリー・セーフガード・ポリシーといかに連携させるか。外部からのインターベンション、介入でああだこうだということもきっかけとしては大事なのですけれども、やはり彼ら自身がセーフガード・ポリシーをどうつくるか。これは先ほどの制度設計や能力強化にどれだけ支援できるかというのとタイアップするのですけれども、そういうことが出てきています。これなんかも大きな議論になると思うのです。彼らにどれだけの役割とレスポンスビリティを持たせるか、それに対してガイドラインがどういう形で支援するかというのは大きなテーマの1つだと思っています。実際にIDB等ではカントリーシステムを選択的に採用しているということでございます。

その次のドナー間の連携調和、これはパリの宣言の5つの主要項目について話しますと、2005年以降の大きな国際協力の流れというのは、主体性尊重、それから彼らの優先課題、政策・戦略との整合性確保、それから我々ドナー間の調和、それから開発結果への対応重視、これは先ほども言いましたが、手続等、事前の段階で余りにもいいことを言い過ぎて、実際に行われると全然だめだということで、実際に執行中の現象に柔軟に対応するシステムをこちら側が相当つくらないといけない、そういうことが重要だということで、5番目が、ドナー・被援助国両者が説明責任を共有するのだという強い姿勢を持つべきだ、このようなことが宣言にありますので、やはり我々は、これは大変重要なメッセージとして考えておくということだと思えます。

それから、通常資本借入国（中高所得途上国）の幾つかは、共有すべきセーフガード政策の更新はドナー、ADB等の手続として行われるのではなく、途上国が持つシステムを通じて策定されるべきと、こんなことも主張し始めているということです。これは多分、中国とかインドとか、あるいはタイとかマレーシアのグループなのか、私はどの国が特定は

できないのですけれども、自分たちの主体性を強く押し出し始めたということが最近の流れです。

最後は、これも先ほどの繰り返しになるのですけれども、プロジェクト・レベルでの環境社会影響に対する予防措置の手法や評価の方法は大きく変化する業務形態に対応できていない、これが改訂の1つの動機になっているということです。

あと、政策と経験の蓄積、ここは余り長くきちっと書いていないのですけれども、結構大事なことがあって、例えば役割と責任というのをはっきり言って、執行責任は借入国あるいは借入事業主体にあるのだということを明記して、むしろドナーはそれを補完するのだということを前面に打ち出した。この背景には、当然のことながら、借入国あるいは実施機関の制度設計や能力強化に対してどれだけ支援できるかということも補完することだと思えます。

次に4ページ目で、順守の制度的監理システム。「順守」の「ジュン」はこういう「順」ではないですね。ガイドラインというのがあると、やはり執行監理、モニタリングをするシステム、監理システム、JICA、JBICでもそういうメカニズムが入っていますけれども、これは当然ガイドラインと並行して考えていかないといけない。アカウントビリティ・メカニズムとかいう言い方をしていますけれども、実際にADBの場合はチーフ・コンプライアンス・オフィサーというのがいて、これがセーフガード・プロビジョンに対する責任を全うするというように組織の中できちっと対応しているということです。チーフ・コンプライアンス・オフィサーが説明責任のメカニズムのコンプライアンス・レビュー・パネルという第三者機関に対しての責任を統括しているというシステムを持っているということになると思えます。

それで、セーフガード政策の経験というのをサマリーで書いております。このセーフガード・ポリシーは3つの柱から成ってまして、環境配慮と、社会配慮の主要な論点として非自発的移住、インボランタリー・リセットメント（IR）と、インディジナス・ピープル（IP）という3つの主要な課題領域という形で対応しています。

環境配慮に関しては、これはスペシャル・レビューをやった結果として、この 、 、 、 、そのぐらいの主な経験を抽出しています。これはまた繰り返しですが、案件のプロセス承認のために資源を費やすよりも、結果として生じる問題への対策と行動を重視すべきである。これなんかも、きょうのケーススタディを聞いていて、まさにこのポイントだと感じました。それから、途上国のシステムや手続をいかに我々のプロジェクトの経験

を通じて関連づけて、それらを支援するかというのが2点目。それから、政策適用の焦点をプロジェクトから能力強化に広げるべきであるということです。ガイドラインが適用されているかどうかを評価してモニターする以上に、なぜそれができないかという原因を突きとめて、そのための能力強化を補完的に支援する、そういうシステムとしてきちっと我々もガイドラインの改訂に合わせてつくっておかないといけないなという気がしています。それから、環境と社会配慮のセーフガードを統合して、持続的開発により強い焦点を合わせるべきである。あと、付随的には、駐在所にもっと環境専門家をふやすべきであるとか、NGOに対して大きなモニタリングの役割を与えるべきであるとか、B案件云々検討すべきである。これは多分、短くするとか、B案件にしない、センシティブなこんなことをやめてしまって最初からA案件にしるとか、そういう議論だと思います。それから、先ほどの繰り返しで、途上国のカントリーシステム自身を強化することにもうちょっと注意を払うべきである。最後は、先ほどのポイント、ADBのキャパシティですね。これは多分、新JICAのキャパシティと政策執行に要求される業務量のバランス確保のための実行計画をつくらないと、ガイドラインをつくっても実行されないのではないかという危惧が出てきます。

インボランタリー・リセットメントに関しては、きょうはたまたまメコン・ウォッチの福田さん、あるいは清水さんからありましたけれども、このような論点はほとんど共鳴していると思います。

それで、実際にはADBの課題というのはまとまって、この後、実際のポリシー・スタートメントまで入っている資料になっております。

以上です。

原科座長 ちょっと予定より長くなりましたけれども、ありがとうございました。

吉田副座長 済みません、長くなりまして。

原科座長 ADBでしっかりスタディをやった結果、これからの改善の方向に対するこういういろいろな考え方が出てきたということでございます。

今の件で何か御質問がございましたら。

福田委員 御紹介いただき、ありがとうございます。

実は、私ども、このADBのセーフガード・ポリシーの改訂についてもいろいろ活動しておりまして、また、4月22日のコンサルテーションの場でもしかしたらいろいろ議論させていただく機会があるかもしれません。

今のプレゼンテーションとの関係で、2点だけ申し上げさせていただきたい点があります。

1つは、審査段階重視から実施段階重視へというのは確かに今回の政策改訂を貫く1つのポイントと私は理解しています。しかし、その話は今御紹介いただいた前半の総論の部分には非常に出てきているのですが、後半に出てくる実際のセーフガード・ポリシー・ステートメントという中には十分に反映されていないのではないかと私は思っています。審査の段階は簡単にしましょうと、では実施の段階でどういう手当てがなされているのかというと、余りなされていないということを私は非常に懸念しています。もっと言えば、実施の段階できちんと環境社会影響について配慮するためには、審査をきちんと行い、実際に案件を決定する段階で相手国ときちんとした合意を結ぶ、その中で環境社会配慮に関するきちんとした条項を盛り込むということがなければ、実施の段階において融資をする機関あるいは支援をする機関は一体どのようなレバレッジがあるのだろうというのを私は常々疑問に思っているところでありまして、実施段階の重視というのは、審査は軽くてもいいということには決してつながらないのではないかと考えているという点が1点です。

もう1つ、カントリーシステム、幾つかの呼び方がされているのですが、世界銀行はカントリー・セーフガード・ポリシーと言っていますし、このアジア開発銀行のペーパーではカントリー・セーフガード・システムと呼んでいます。これは基本的にはアジア開発銀行なり世界銀行の基準ではなくて、当該国の環境アセスメントあるいは住民移転の基準を適用して審査を行おうという非常に新しい考え方で、御紹介いただいたとおり、世界銀行は2005年に導入してパイロットプロジェクトをやっているという現状であります。世界銀行の今の導入の仕方は基本的にはまさにパイロットでありまして、これを全面的にやるというのではなくて、非常に注意しながら一つ一つ丁寧に、あくまで範囲を限定しながらその影響を見ていこうという段階であると思っております。必ずしもこのセーフガード政策を全面的にこの仕組みに書き直そうという動きにまではなっていないと理解しています。特に、私も世界銀行のこの動きは非常に注視しているのですが、非常にトランザクション・コストが高いということが言われておりまして、結局、その国の政策が世界銀行なりどかなりの定める基準に合っているかどうかというのをまず確認しなければいけない。その後、合っているということが確認された際にはその国のセーフガード・システムを使うということになるのですが、今度は各事業についてその国の手続が守られているかどうかを見ていかななくてはならないということで、非常にトランザクション・コストが高

くて、これがそのまま実際に幅広く適用できるのかどうかということについては世界銀行の側からもいろいろ課題として出てきつつある段階にあると聞いております。

私からは以上です。

原科座長 どうもありがとうございました。

今の件、レスポンスしますか。

吉田副座長 事前の審査を軽視するというわけではなくて、実際にはエンバイロンメンタル・コベナントということではほとんど入っているのです。ですから、文章上から言うときちっとしたアグリーメントがあって、ところが実際はそれができないというのが現状なわけです。ですから、コンプライアンス・レビュー・パネル等々でも、リーガル・ドキュメント、いわゆるプロジェクト・アグリーメントとかローン・アグリーメントにそういう条項が入っているわけです。リセットメント・プランをつくりなさい、ここまでにやりなさいとか。ところが、それが執行できないということ。では、できないからどうするのという話で、やはりできないのにはできないだけの理由があるから、それに柔軟に対応する方向を検討してはどうですか、そういう範囲だと思います。ですから、審査で幾らしっかりやって、幾ら条項をつけて、こういう条件だ、やりなさいと言っても、それが執行できないというところに問題がある、そういう視点だと思います。

それから、カントリー・システムとかカントリー・セーフガード・ポリシーというのは、途上国の制度設計とか能力強化とリンクした形で考えようという意図だと私は理解しているのです。ですから、必ずしもそういうのが整っていない国もある。例えば、日本が世界銀行から金を借りて愛知用水にダムをつくって1,000人の移転があったときに何をしたかということ、日本は法律も何にもなかったわけです。ところが、国会で愛知用水公団法をつくるときに、共産党も含めて超党派で、移転住民に最低迷惑が及ばないようにしなさいという附帯決議をした。それで自治体、村・県・国も全部合わさって、いわゆる補償ではないのですね、生活再建事業という形で取り組んだ。日本はたまたまそういう能力があるからできるのですけれども、そういう形で途上国も能力強化できればいいなと。それを私は思い出しました。

原科座長 それは既存の不十分なものではなくて、ちゃんと整備を諮りながらと、そういうようなことですね。

吉田副座長 そうです。同時並行です。

原科座長 今、フロアから手が挙がりました。お二人挙がりました。いかがでしょうか。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。御説明ありがとうございました。

世界銀行等のカントリー・システムについては私も興味を持って、調査などの対象にしておりまして、そこで私が感じたことは、今までセーフガード・ポリシーはかなり精緻で、非常にながらとした環境社会配慮の枠組みを築き上げてきた世界銀行がカントリー・システムをパイロット的に始めたというのは、やはり大きな動きであろうとは思いました。ただ、一方で、JBIC、JICAさん、日本のやり方を見ていますと、もう日本ではやっているじゃないかというのが私の観察でございます。日本はもちろん環境社会配慮ガイドラインというものを持っておりまして、それを審査なり開発調査などの実施において適用しているわけですが、あくまで相手国の法制度を重視したやり方だと理解しております。ただ、世界銀行のカントリー・システムについては、世銀のやり方というのは、セーフガード・ポリシーと相手国の制度が等価かどうか、あとは運用状況についてもチェックしているということは非常に大きなポイントかなと考えている次第です。今後の議論の中でも、ひょっとしたら相手国の運用状況のチェックというのは学ぶべき点かもしれないと考えている次第です。

原科座長 どうもありがとうございました。

もう1人手が拳がったように思いますけれども。

一般参加者（山田） 国際協力機構客員専門員の山田と申します。私が先ほど手を挙げたのは、実は私、数年前までADBでエンバイロメント・スペシャリストをやっているとして、融資案件の審査を行っていました。その件については、例えばコベナントが何とかという話は既に私が答える前に答えがありましたので、もう一度は申し上げませんが、その話との関係で、きょう配付された4 - 2 - 1のペーパーの中で、4ページの最後の「途上国駐在事務所における環境専門家を増員すべきである」とか、の「NGOに対してより大きなモニタリングの役割を与えるべきである」というのは、これも実際に融資を実行している段階、あるいはそれ以降の段階のモニタリングを強化するためのものだと私は理解しております。

原科座長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。ほかに何かございましたら。 よろしいですか。

それでは、今、ADBの新しい動きについて御紹介いただきまして、質疑もしましたので、御理解いただけたかと思えます。また、来週、先ほど御紹介しましたようにカントリー

ー・コンサルテーションが行われるということですので、これにも御参加いただければと思います。

休憩をとろうと思っていたのですが、予定より延びてしまって、今4時10分ですから、これから休憩をとってもおしまいで残り時間がないので余り意味がないように思いますけれども、どうでしょう、休憩なしで進めてよろしいでしょうか。 では、トイレとかは適宜行っていただいて、議論は続けさせていただきます。

(3) 補足調査、新JICAの業務に関する質問・コメントに係る対応について

原科座長 では、3番目に参ります。「補足調査、新JICAの業務に関する質問・コメントに係る対応について」ということで、今度は事務局から資料の御説明をいただきます。これは資料4-3-1~4-3-4まででしょうか。

事務局(渡辺) それでは、資料4-3-1と4-3-2はいただいたコメントでございますので、資料4-3-3、補足調査資料という資料をごらんいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、JICAの補足調査についてでございますけれども、第3回委員会の資料に一部記載の追加をしておりますので、その点を御説明させていただきます。

まず、1番の「調査目的」のところ新たに目的を明記することにいたしてありまして、現地調査を通じた現行ガイドラインの課題、検討すべき論点を抽出するということを示しております。

2番の「方法」で現地NGOを書き足しております。

3番の「内容」でございますけれども、 の「影響項目の選定」、次のページに参りまして、 の「調査結果の活用」という点を加えております。

4番の「対象案件」でございますけれども、案件調査の対象案件の中で、ガイドライン施行後に事前調査、予備調査を行った案件のうち数案件というものを追加しております。

事務局(廿枝) JBI Cの廿枝ですが、続いて私どもJBI C経協業務の補足調査についてということで、同じように、前回の委員会の紙に対して本日お配りしている4-3-1、4-3-2のコメントをいただきましたので、それを踏まえてリバイズしたということでございます。

「調査目的」は、今のJICAのものと同様に、ステークホルダーへの聞き取り調査を

含む現地調査を行って、課題、論点を抽出するということです。

「調査対象案件」につきましては、現行ガイドラインが適用されている案件で、住民移転の発生が見込まれ、なおかつ一定の進捗が見られる主としてカテゴリー A の円借款事業。案件名についても、前回の委員会での議論も踏まえまして、この後この紙をベースに相手国政府との調整を開始しますけれども、その際に相手国政府の同意を得た上で公表することにしたいと考えております。

「調査実施者」は、第三者の同行については前回の委員会でも御議論いただきましたけれども、私どもとしては、私ども自身で調査を行うことにしたいと考えています。ただ、前回の委員会で、ガイドライン担当審査役の同行についてはどうかという御提案をいただきましたので、その後、本委員会の委員でもあられる本行の環境ガイドライン担当審査役の松下委員と御相談しまして、対象案件全部に御同行いただくのは都合上難しいと思いますけれども、一部については御同行いただく方向で今後調整してまいりたいと考えております。

「調査方法」については、そこにございますように聞き取り調査を行うということで、通訳については、これはコメントをいただきましたので、相手国政府、実施機関の通訳ではなく、私どもの方で手配する通訳を使うことを考えております。あとは、いただいたコメントを踏まえて主なものについて書き足しております。例えば、ステークホルダーといってもいろいろなステークホルダーがいるだろうということで、そのようなステークホルダーが存在する案件についてはそういうステークホルダーについてもヒアリングをすることで調整したいと思います。

5点目の「調査項目」ですが、これも大きく(1)とか、あるいは、と書いてあるところは前回お示したものとほぼ同様でございますけれども、特に今回の調査に当たって留意してほしいということでいろいろとコメントをいただいておりますので、これは別にここに書いてあることに限るということではないのですが、そこはそれぞれの案件の内容によるところもありますので、ただ、可能な範囲でここに書き出したものについて調査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

原科座長 どうもありがとうございました。

事務局(渡辺) 時間も限られておりますので、資料説明だけ続けさせていただきたいと思います。4-3-4の新JICAの業務の方の資料です。

JICA（植嶋） 済みません、後ろから御説明させていただきます。JICA企画部の植嶋と申します。このパートにつきましてはJBIC開発業務部の中澤業務課長と一緒に御説明させていただきます。

前回、ガイドラインの客体となります新JICAの業務について御説明いたしましたが、もう少し詳しい業務フローをとということで、本日は新JICAの業務フローの概略をまとめてお出ししております。簡単に補足説明をいたします。

新JICAにおきましては、前回御説明した統合の目的を踏まえまして、技術協力、無償資金協力、有償資金協力の3つの援助手法の特性を十分に生かしながら、それらを有機的に組み合わせて実施するために、新たな業務の流れを構築することとしております。

まず案件形成段階でございますが、3つの手法で別々に実施していた案件の決定、採択前の調査を最大限共通化し、統合・簡素化された形で、プロジェクトを包含するより大きな単位を念頭に置きながら、総合的に切れ目なく実施する方向で検討しています。

新たな調査として行う案件発掘・形成のための調査、「協力準備調査」と仮称しておりますが、これを開始する段階では、事前に日本政府と新JICAの間で案件の形成の方向性及び形成予定案件についての協議を行うこととしております。

この協力準備調査には大きく分けて2つの目的がございます。1つは、技術協力、無償資金協力、有償資金協力の3スキームの相乗効果を出すため、特定の開発目標達成を支援するための協力シナリオの形成です。もう1つは、個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性の確認です。協力準備調査を経て個別案件の検討に入る場合と、これを経ずして個別案件の検討に入る場合があると考えております。ちなみに、技術協力の場合は先方政府の要請書に基づいて検討に入る場合も多くあるのではないかと考えております。また、有償資金協力につきましても、相手国等が実施したフィージビリティ調査の結果を踏まえて案件の検討を行うケースがあると考えております。先方政府からの要請書というのは、いずれのスキームにおきましても案件の採択の判断の前までに外交ルートを通じて提出されることとなります。

協力準備調査は、将来の協力候補案件の事前準備として、途上国政府が計画する開発事業について必要な情報の収集や分析を新JICAが行うものでございます。新JICAは個別案件の検討を行いまして、この結果を日本政府に報告します。日本政府はこれを踏まえつつ、案件実施の是非を判断し、是となれば閣議決定等の手続を経て、案件の採択、そして相手国政府との間の国際約束に移ります。新JICAは国際約束に基づき個別案件の

実施の細則を相手国政府と合意し、これを踏まえ、それぞれのスキームごとに実施または実施監理の段階に入ります。

今回の新 J I C A の業務フローの特徴としましては、まず第 1 に、3 スキームで可能な限り共通のフローの構築を目指したこと、第 2 に、実施に当たりましては、J I C A の中で地域部という部署が案件の形成段階から実施段階まで中心になって、在外事務所、開発課題を担当する部署等と協力して、司令塔としての役割を果たすということでございます。

簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

事務局（渡辺） 続きまして、同じ資料の 2 ページ目でございますけれども、前回、清水委員から御質問のありました、現行で担当部がどういうふうになっているのかということでございますけれども、2 ページ目が J I C A の分でございます。要請検討時と案件採択後、それぞれにつきまして、担当部がどのようになっているかというのを、地域部、事業部、企画・調整部という格好で示しております。

3 ページ目が J B I C の分でございます。

事務局（齋藤） J B I C の現行の業務分担については、3 ページ目になりますが、カテゴリ A の場合と B、F I の場合で若干違うので、ちょっとだけ申し上げますと、ここに書いてあるフローは新規のカテゴリ A を想定しているということで、スクリーニングは開発部が実施して、そのカテゴリ分類の確認を環境審査室で行うというのが第 1 のステップです。その後、カテゴリ A の場合には環境審査室のスタッフが現地視察も含めて環境レビューを直接行うということで、開発部と協議しながら、ファクト・ファインディング、アプレイザルを行います。この場合に、環境審査室のスタッフに加えて外部専門家に行き添っていただくこともございます。その後、日本政府から案件実施の是非の判断がありますが、是ということであれば、交換公文、それからローン・アグリーメントということになりますので、アプレイザル結果を踏まえて本行としての意思決定を行います。この結果は事前評価表という形で公表しまして、環境レビューの結果については環境審査室から開発部とシェアして、その上で、モニタリング、事業実施の段階は再び開発部の方で責任を持って担当していく。この場合、注書きのところに書きましたが、権限委譲されている事務所については駐在員事務所の方がモニタリングを行うこととなります。

これに対して、カテゴリ B、F I の場合は、これも下の枠に書きましたが、環境レビューを原則として開発部が主体となって行うということで、環境審査室の役割としては、ミッションに行く前に確認すべき事項を開発部に伝えて、その確認結果を開発部がミッシ

ヨンから戻ってきたところで確認するということによって、環境ガイドラインに書いてあることが満たされているかを環境審査室と開発部が共同で確認するということになります。

以上です。

事務局（渡辺） 最後に資料の４ページ目でございますけれども、これは前回の委員会で福田委員が御質問の、無償のＪＩＣＡ、外務省の仕分けでございます。

資料説明は以上でございます。

原科座長 どうもありがとうございました。以上、資料の説明をいただきました。

では、これらにつきまして御質問ございましたら、お願いいたします。

高梨委員 どうもありがとうございました。

３点ほど確認したいのですけれども、従来から、新しいフローの中でＯＤＡタスクフォースの役割というのが出てきているのですが、１つは、この中でＯＤＡタスクフォースがどのような役割をされるのか。

２つ目に、ローリング・プランというのが、今、外務省さんを中心に進められていると思いますが、このローリング・プランというのはこの中でどういう位置づけになるのか。

３点目に、いわゆる３事業の一体化、特に開発調査、ＦＳから円借款へという流れがあるわけですけれども、その場合はこのフローの中ではどういう形になるのか、若干補足で御説明いただければ幸いです。

ＪＩＣＡ（植嶋） ＯＤＡタスクフォースの役割についてＪＩＣＡの方から説明するのが適切かどうか分からないのですけれども、これまで内部及び外務省と検討している段階では、案件形成の初期の段階からＯＤＡタスクフォースで十分な議論をして、その結果をできるだけ反映していくということで理解しております。

それから、ローリング・プランにつきましても外務省の方から説明していただく方が適切かとは思いますが、今後新ＪＩＣＡが事業を実施していく上で、３～５年ぐらいの期間にわたってその国でどのような事業を実施していくのか、予算の制約等も想定しながら、３スキーム一体でどのように組み合わせて事業を実施していくのかという事業の展開計画を年に４回ぐらい政府と議論し、見直していくと理解しております。折り目節目で、相手国政府との議論も踏まえて反映していくということになると思います。

最後の御質問は、いわゆる開発調査がどこに位置づくのかという御質問と理解いたしました。開発調査というのは技術協力の中の１つの形態でございます。前回御説明いたしましたが、第１３条第１項第１号のホという業務、開発途上地域の公共的な開発計画に關す

る基礎的調査という業務に基づいて実施するものです。「開発調査」というのは俗称でございます。こういう相手国の実施する公共事業づくりを技術協力として協力を、そういう公共事業計画づくりに対する技術協力の要請があって実施するいわゆる開発調査については、この技術協力の中で実施するということになります。

原科座長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問。

清水委員 まず追加調査の件ですけれども、要請を踏まえていただきましてありがとうございます。

今資料を拝見したので、具体的にどの項目を含めていただいて、どの項目を含めていただいていないかはちょっとチェックできていないのですけれども、また何かありましたら個別にお話しさせていただきたいと思います。

それから、業務フローに関して、今、齋藤さんからお話を伺ったの雑感なのですが、審査室と開発部は、理想的にはチェック・アンド・バランスの関係が理想だと思っているし、多分そうあることになっていると思うのですが、実態を踏まえてみると必ずしもそこまでの緊張関係はないのかなと理解いたしました。例えば要請準備の段階、それからアプレイザルの段階、つまり環境レビューの段階で、「協議」と書いてありますけれども、一体これがどういう関係にあるのかというのがまず1つわかりませんでした。また、モニタリングに関して、開発部がモニタリングをやって、何か依頼があった場合に審査室が対応するというので、これも、審査室がある意味厳しい目で、開発部と離れたところで客観的に見るといった作業ではないかなと思いました。

それを踏まえて、新JICAの業務フローの話に移ります。この委員会はガイドラインのことを話すということはもちろん承知しておりますけれども、恐らくこの業務フローのもう少し詳細に関して内部でお話しされていることと思いますが、例えば今言ったチェック・アンド・バランスは一体どのあたりまで議論が進んでいるのか進んでいないのかという議論の進みぐあいとかも教えていただけますと幸いです。

原科座長 では、今の件、チェック・アンド・バランスに関して特に質問がございましたので、お答え願います。

事務局（齋藤） 現行のシステムについて申し上げます。

「協議」とありますけれども、もちろん環境審査室は牽制機能を果たしているということとして、プロジェクトをやる場合に、幾ら開発部がやりたいというプロジェクトであっ

ても、最終的に環境審査室がそれを認めない限りプロジェクトとしてL Aを結ぶということとはできないので、牽制機能を果たしているということです。ここで「協議」と書いた理由は、環境審査室と開発部が全くばらばらに行動を進めるのではなく、環境審査室が環境審査をするに当たって、事業の情報とかは開発部から得た上で対応するということです。その意味で、話をしないで牽制するということではなく、開発部からの情報を得ながら、環境審査という一步離れた立場で確認を行っていくということです。カテゴリ A の場合は環境審査室がみずから現地に行って確認するということですし、カテゴリ B とか F I の場合には、環境審査室は、これをきちんと確認してくれないと我々は先に進められませんよということを開発部に言う、そして開発部がミッションから戻ってきたら、我々の指示どおりに確認してきてくれているかを確認する、その上で進めていくということになるので、そこは A、B、F I とともに牽制機能は働いていると考えています。

モニタリングの段階ですが、「検討依頼に基づき」という言葉が適切だったかどうかというのはありますけれども、我々としては、環境レビューの結果を開発部とシェアした上で、事業実施に当たっては環境面も含めて開発部が一義的にモニタリングの責任を果たしていくこととなりますので、その段階で環境面の、例えば住民移転の進捗がおくれているとかそういったところがあれば、その話を聞いて、では具体的にどういう対策を途上国側に申し入れていくかとか、働きかけていくかというものを開発部に指示するというか対応を指摘した上で、開発部あるいは事務所から途上国側に申し入れる、場合によっては環境審査室が直接申し入れるというような対応をしています。

原科座長 今の件ですけれども、チェック・アンド・バランスがきくというのは、どういうインセンティブというかメカニズムできくわけですか。組織の内部ですから、牽制といってもかなり制約があるというか、本当にそうなのかという感じを持つのです。通常、そういう場合は、透明性といいますか、外部からのチェックが入ってそれぞれの主体がきちりと活動すると思うのです。そういうメカニズムがなくて、どういうことで牽制が働くのでしょうか。

事務局（廿枝） その点は、外の目がないとチェック・アンド・バランスが働かないのかということ、私どもは必ずしもそういうことではないのではないかと考えています。それは今議題になっている環境社会配慮という面だけではなくて、例えば融資に伴ういろいろなリスク管理 信用リスク管理とかですね というのがあるわけですけれども、ともすると営業部門というのは成約を目指してどんどん突き進んでしまいがちなところを、環

環境社会配慮面は大丈夫なのか、あるいはそんな国に貸して本当に返済が担保できるのかというところをチェックするというのは、業務部門とは別の部門が要すれば決裁文書に判子を押さないと組織決定ができない仕組みにしているということなのです。最終的な決定はいずれにしても組織の経営トップがやるわけですが、何でもかんでも全部トップに上げるわけにはいかないで、組織の意思決定の仕組みとして、ある特定の部門だけが突っ走れるようにはなっていない。必ずそれとは違う立場で、環境社会配慮であれ、信用リスクであれ、それぞれの専門的な知見を貯めた部署が、そういう専門的な見地からまさにチェックをして、そういうところが納得できないときには、日本式ですけれども、判子を押さない、判子を押さない限り決裁はとれない、そうすると契約を結べないということになっています。それから、今、清水さんからお話がありましたが、前回の委員会でも堀田委員から御質問があって、ちょっと御説明しましたけれども、新JICAでは審査室というのを設けます。今はJICAとJBICでちょっと違っていますが、JICAでは企画部の中に環境社会配慮課というのがあるわけですが、新JICAでは審査室という独立した部署があって、そこが信用リスクとか環境社会配慮の審査機能を一元的に担う。具体的にどういう決裁システムにするかというのは、内部規定をこれから詰めるところですが、仕組みとしては、今申しましたとおり、基本的にあくまで審査部門が納得しないと意思決定ができないという形になると思います。

原科座長 意思決定にそういう権限が付与されているということですね。わかりました。ただ、審査が特に難しい案件の場合には組織の内部の方だけでうまくいくかどうかということがございますから、それでJICAでは外部の審査諮問機関を設けています。そういうものも補完すれば、今おっしゃったメカニズムがうまく働くのではないかという気がいたしました。これはまたこれから議論いたしましょう。

吉田副座長 今の座長の透明性とか情報開示というのはキーだと思うのです。これはアクションですよ、活動を書いているのですけれども、それに応じて文書、ドキュメントがあるわけですよ。このフローの中で、そのドキュメントを規定して、これに合わせて書いて、そのうち、積極的に開示するのと、リクエストで開示するのとが、もしそういう類型分けがあるならば、それも入れて、これは公開、これは公開という形で見られるとすごくいいと思うのです。

原科座長 おっしゃるとおりですね。それは本当にすべての組織に共通することですね。やはりきちんとした判断をしているかどうかということを確認できないと困りますから、

これはおっしゃるとおりで、私も全く同じように思います。これも今後議論してまいりましょう。

福田委員 新JICAの業務フローについて何点が質問 何点かというか、山ほどあるのですけれども、これは次回以降、より詳しいものを御説明いただけるかどうかということをも確認させていただけますでしょうか。

JBIC(中澤) 私どもは、10月1日の新JICA設立・統合を目指しまして、日々まさに 今、植嶋さんと話をしている時間の方がJBICの人間と話をしているよりも長いぐらい話をしております。その進捗状況に応じてという部分があるかと思いますが、より具体的に、こういった情報がこの委員会との関係で必要な部分なのかというのをむしろ教えていただければと思います。

福田委員 わかりました。このフローを見ての私の疑問点を申し上げさせていただきたいと思います。

まず1点は、恐らく今まで開発調査の一環として行われていたマスタープランというものは、先ほどの御説明だと、この業務フローの技術協力という部分のフローで行われていくのかなとお伺いしたのですが、現在JICAで行われているマスタープランとフィージビリティ・スタディの一体型の調査というのはどのように位置づけられることになるのかということが1点です。

2点目ですが、要請受付と仮称協力準備調査の前後関係がわからなかったのですが、必ず相手国からの要請を前提として協力準備調査が行われるのか、あるいはその前から入ることがあり得て、この要請というのは本体の資金協力に対する要請という意味で書いていらっしゃるのかどうかということが2点目です。

3点目は、それとの関係なのですが、ローリング・プランの中に案件名が載るということは相手国からの要請を前提とするのかしないのか。ローリング・プランがJICAの業務フローの中でどういう位置づけなのかというのが私もよくわからないなと感じたので、その点も教えていただければと思います。

前の部分が多くて申しわけないのですが、4点目として、現在、フィージビリティ・スタディを行う際には、F/Sの実施前に事前調査というものをJICAさんはなさっていらっしゃるって、その結果としてF/Sをやるかどうかという意味決定がガイドライン上盛り込まれていると思いますが、このようなことは行われるのかどうか。協力準備調査の前に事前調査をかけて、協力準備調査をやるかやらないかという意味決定というのがあるの

かどうかということをお伺いしたいと思います。

5点目ですが、円借款について、現在、相手国からF/Sが来て、それについてさらに情報が必要だという際には、SAPROFをかけてさらに調査をJBICのお金でやるということが行われていると思うのです。これがこの業務フローからは漏れているというか、書かれていないのですが、SAPROFの位置づけは今後どうなるのかということをお伺いしたいと思います。

だんだん下に来るのですけれども、無償資金協力について、現在、B/Dという形で事業費の積算の作業が行われていますが、これがこの表の中でどのように位置づけられるのかというのが6点目です。

7点目ですが、案件実施の審査の結果として意思決定はどのようにだれが行うのかというのがこの表ではわかりませんでした。この表だけ見ると、JICAさんは検討だけ行って、是非の判断は日本政府が行うというように書かれているのですが、そのような理解でいいのか、あるいは、今のJBICさんのやり方は、まずJBICとして行うかどうかという決定が役員会であった上で、それが日本政府に報告されると私は理解しているのですが、案件についてやるのかやらないのかという意思決定が新JICAさんで一たん行われるのかどうかということがこの表からはわかりませんでした。

最後になりますが、実施段階でどのようなことが行われるのかというのは、ここでは物すごく大きな空白となっていて、よくわかりませんでした。例えば有償資金協力の場合であれば、現在はSAPIという調査スキームがあって、何か足りなければそれをかけるということもあると思うのですが、実際、実施の段階でどのような支援が可能なのかというのは先ほどからの議論の1つのポイントとなっていると思うのです。その実施の段階で一体新JICAがどういう体制で何をやっていこうと考えていらっしゃるのかということも教えていただければと思います。

数が多くて申しわけありませんが、以上です。

原科座長 本当に多いですね。これはすぐにお答えは難しいと思います。このフローチャートは、まだこの段階なので、もっと詳しくないと本当にわかりません。意思決定の関係は特に大事ですから。前回のJICAのガイドラインの検討では相当詳しいフローチャートが出てきまして、議論しましたが、そうしないとガイドラインをつくれないうすよ。これはそういう意味ではまだイントロダクションだと思いますから、次の段階でより詳細なものが出てくると私も期待いたします。

と思いますが、いかがでしょうか。

J B I C (中澤) もしお時間を少しいただけるようであれば、今、可能な部分だけでもお答えしたいのですが、よろしいですか。

原科座長 ええ、お答えいただいて、フローチャートは新しいものを次回にお願いしたいと思います。

J B I C (中澤) 技協等の部分については植嶋さんから後ほど補足していただきます。

御質問の中の2つ目、要請の受け付けとこちらの案件形成のための調査との順番といたしますかシーケンスというような御質問があったかと思いますがけれども、まず1つには、技術協力であれ、有償資金協力であれ、無償資金協力であれ、その案件を日本政府として採択する 御存じのとおり、法律には国際約束に基づくという言葉が入っておりますので、それに基づいて新J I C Aでその案件を支援することを決めるに当たりましては、外交ルートを通じた正式な要請書が必要になります。ただ、個別の候補案件の形成に当たってどの時点で外交ルートを通じた正式要請が出てくるかということは、先方政府の状況あるいは案件形成の状況等によって幾つかのバリエーションがあると思っております。今回、候補案件の形成をするということに当たりましては、もちろん先方政府が望まないような案件の形成というのは先方の調査への協力が得られませんのでできませんので、それはあり得ないわけですがけれども、外交ルートを通じた先方からの正式要請の提出は要件とはならないと思います。ただ、繰り返しになりますけれども、当該候補案件の調査について、我が国あるいは新J I C Aの協力を得たいという先方の意思の確認は当然必要になってくるかと思っております。

それから、ローリング・プランへの案件記載のルールという御照会がありましたけれども、これも外務省さんが本来答えるべきところですが、私どもが理解しているところでは、事業展開計画、ローリング・プラン自体がかなり新しい試みということもありまして、従来、円借款においては一部の国において既にやっておりましたけれども、そこについては、要請があった案件、それから必ずしも正式な要請が行われていない案件も含めて記載した上でいろいろと議論をしていたということです。これは先ほど申しましたけれども、個別案件を、外交ルートを通じて正式要請するという途上国における手続は、正直、途上国側のいろいろな事情によりバリエーションがございます。かなり日本政府と協議をした上で、途上国政府としてほぼ取り上げが大丈夫だろうという段階で要請してくる国もあれば、もっと早い段階で要請ということもございまして、そこはいろいろな事情がありますので、

一概には言えないのかなと思います。

それから、円借款のSAPROFについての御照会がございましたけれども、きょうお示した4-3-4のフロー図にございますけれども、円借款の場合には、現状もそうですし、新JICAにおきましても、相手国あるいは他の国際機関、他のパイのドナー等々が行ったフィージビリティ調査に基づいて円借款の要請があるということ自体は、途上国側から引き続きそういった要請はあると思っております。仮にそれが、私どもが審査を行うに当たり十分ではないというような状況のときには、まさに形成のための調査をかけていくということになるかと思えます。この案件発掘・形成のための調査は新しい概念として新JICAにおいて導入しようということで考えているわけですが、情報が非常に少ないような事業について事前準備として必要な情報の収集とか分析を新JICAが行う場合もあれば、途上国の方でかなり準備が整っているけれども情報に一部古い部分があったり不足している部分があるような場合にこういった調査を行った上で個別案件の検討に入っていく場合、両方があり得るかと思っております。

それから、7つ目の質問としていただきました、このフローの中で、新JICAにおいて個別案件の検討があって、それ以降の審査後の意思決定は日本政府なのかどうか、今のJBICにおける意思決定との違いというような御質問だったかと思えますけれども、先ほども申し上げましたが、法律上、国際約束に基づく等の文言が、例えば新JICAが行います事業の中に法律上文言としてございますので、そういう事業につきましては、まさに国際約束を結ぶための意思決定、判断を日本政府が行う形になるかと思えます。先ほど円借款の現状ということで福田委員から御指摘のありましたJBICとしての意思決定ですけれども、これも意思決定というのがどういうことを指すかによるかと思えますが、私どもが案件の審査をいたしまして、それを日本政府に報告して、日本政府に判断していただくに際しては、JBICとして無責任なことはできませんので、JBICの中で相応のレベルまで話をした上で、先ほどの例で言えば、例えば牽制関係にある環境審査室等との協議であったり、あるいは技術的な事項を担っている開発セクター部等々と協議の上で、相応の責任を持ったものを日本政府に提示している。それをもって意思決定というような言い方をされているのであれば、そのような形を今はとらせていただいております。

それから、SAPIの話が最後にございました。いわゆる実施、実施監理の段階における調査ということですが、私どもで強調させていただきたいのは、案件発掘・形成のための上流部分の調査であれ、実施段階の調査であれ、あるいはそれが対象とする事業

であれ、先ほどの事例研究からの御指摘でもございましたけれども、3スキームはそれぞれの特徴がございますけれども、そのいいところを生かしながら、うまく組み合わせられるものを組み合わせて、できるだけ大きな効果をできるだけ早く発現させるような形で新JICAの運営をやっていきたいと思っております。そのために、例えば調査活動であっても、今までであれば、技術協力のための実施段階での調査とJBICが行う円借款の実施監理についての調査というのは、別な母体がやっておりましたので、分かれざるを得なかったわけですが、今後は、例えば同一の事業としてみなせるような、1つの開発目的を担ったような事業、あるいは呼び方によっては事業群と言ってもいいのかもしれませんが、そういったものについては共通の調査をかけていくというようなこと、あるいは、開発目的が明らかに別な事業であっても、例えば同じような地域にあたり同じようなセクターであるために、新JICAから動員するようリソースに同様のものがあれば、それもうまく組み合わせて効率的にやっていくというようなことが求められているのかなと思いますので、そういった方向での制度設計をやっているということでございます。

JICA(植嶋) 最初に、開発調査の中のマスタープランプラスF/Sのようなものはどうなるのかという御質問だったと思うのですが、実は、開発調査で果たしていた機能と今度新たに導入しようとしている協力準備調査の関係について、ここ1~2カ月ずっと議論してきておまして、かなり整理をつけてはいるのですが、きょうこの時点で明快に御説明するにはまだ至っておりません。そういう前提で聞いていただきたいのですが、まず、マスタープランの中にも、いわゆる資金協力の候補案件としての準備段階と位置づけられるものと、まさに公共事業づくりのための技術協力計画、政策支援的なものと、2つあると考えておまして、前者のような場合は協力準備調査の中で実施することもあるだろうと考えております。したがって、マスタープランプラスF/Sというのは、どちらかという協力準備調査の中で実施していく、整理していくことになるのではないかと今の段階では考えております。それから、今、開発調査として実施しているF/Sについては、F/Sをやるか否かの事前調査というのがあります。これが、資金協力の要請に基づいてフィージビリティを確認するため事前の調査として実施する協力準備調査、その中で実施するF/Sの場合はどうなるかという質問だと思うのですが、これについては今検討中です。済みません。

原科座長 ありがとうございます。

もう予定の時間があと5分しかございませんので、では早水さん、どうぞ、質問を。

早水委員 3つの話が一遍に出ているのでちょっと混乱しているのですけれども、きょうお答えいただかなくていいので、疑問があるので、次回以降でもお答えいただければと思います。

まず、1番目の業務フローの件は、例えば開発調査は技術協力について今まであったものであり、それで今後もそこだけですみたいなお話だったのですが、この図で言うと、ばくっと全体で案件発掘・形成のための調査となっているだけなので、その中身はやはり違うのですね、というところがここにあらわされていない。今も大分細かいお話をされましたが、そのあたりが全くあらわされていないので、その辺を明らかにしていただく必要があるだろうなど。要するに、いろいろな調査があり、いろいろな段階でこの環境配慮ガイドラインが適用されると思うのですけれども、それがこれだとわからない。一見、個別案件検討のところガイドラインが来るのかと思うと、多分そうではなくて、事前の調査がいろいろあって、それぞれの段階でいろいろな配慮があるので、いろいろな段階で適用されると思うのです。その辺、ガイドラインの適用との関係でこのフローがどうなるかというのを追って明らかにしていただきたいというのが第1点。

次の業務分担ですけれども、これは今まで質問があったので、現行の業務分担をそれぞれ明らかにしていただいたと思うのですけれども、これが新しいJICAになるとどういう業務分担になって、それによりガイドラインをどのように扱うのかというのが必要になるのかなと思いますので、それを1ページ目のものとセットにして、追ってこれまたお示しいただきたいと思います。

それから、補足調査ですけれども、前回よりかなり細かく項目を出していただいたのですが、一見すると、JICAの調査のやり方とJBICの調査のやり方が随分違うように見えるのです。JBICさんの方がいろいろ細かく書かれている。それはもちろんガイドラインが違うのと、いろいろな段階が違うので、調査のスコープなんかが違うのかもしれませんが、例えば、JICAさんの方は、方法とあって、相手国政府、住民代表、現地NGOへのヒアリングと書いてあるだけなのですが、JBICさんの方は、相手の住民というのはいろいろなグループがあるというのが細かく書かれているとか、あるいは環境影響評価について、JICAさんの方は2ページ目の で、相手国でやられている場合は実施状況、タイミング、などと書いてあるだけですけれども、JBICさんの方は、報告書の中身とか、あるいはどんな対策をやっているかみたいなことを細かく調べるといような

ことです。もちろん、それぞれのガイドラインが違うのでこれが違うのかもしれませんが、実際にどのように行われて、どういう問題があったかということについては類似した点もあると思うので、この2つの調査の内容、項目を見ていただいて、お互いにそろえるというのは変ですけれども、参考にできるものがあったら参考にさせていただいて、精査していただければと思います。

以上です。

原科座長 ありがとうございます。

きょうはそろそろ閉じなければいけないので、この辺でまとめに行きたいと思いますが、では、どうぞ。

福田委員 先ほどの質問で1点お答えいただいていた.....、無償資金協力のB/Dの部分をスキップしていただいたかなと思ったのですが。

JICA(植嶋) 今ちょっと気になっていたのです。

無償資金協力の事前の調査については無償資金協力の要請に基づいて行うという位置づけで、今行っているB/Dと同様の調査は案件形成の段階で実施することになるだろうと今議論しております。

以上です。

原科座長 ありがとうございました。

まだ御質問がおりかもしれませんが、そろそろ時間なので切り上げなければいけません。ということで、きょうはここまでいたします。

(5) 第5回の議題について

原科座長 今後の進め方ですが、一応ここで一区切りということで、次回は論点整理を進めたいと思います。ただ、きょうは少し宿題が残りましたので、宿題の答えを少ししていただいて論点整理といたしましょうか。よろしいでしょうか。

清水委員 次回以降の委員会について1つ御提案なのですが、現在4回まで進んでおりますけれども、4回とも最後がしり切れトンボぎみでして、最後の議題まで終わらないということがあるかと思えます。そこで御提案なのですが、毎回必ず3時間ではないといけないということはないと思えますので、議題の多さ、もしくは内容の濃さに応じて適宜、4時間というようなことでも考えていいのではないかと御提案で

す。回数を多くするよりも1回の時間を長くした方が効率的だということもありまして、御提案させていただきました。

原科座長 大変すばらしい御提案をいただきました。確かに、きょうは宿題が残ったので、3時間ではちょっと厳しいかもしれないですね。では、そうしましょうか。皆さんの御意見はどうでしょう。

事務局（渡辺） 皆様よろしければ、例えば時間は5時までにしておいて、会場は少なくとも6時までには開けるように用意しておくというような形にさせていただきます。

原科座長 委員の皆さん、いかがでしょう。次回については2時～6時のつもりで御参加いただくということになりますが、よろしいでしょうか。

早水委員 要するに、あり得るということですね。

原科座長 あり得ると。ただ、きょうの分のをいろいろお答えになっていただかなければいけない、フローチャートも少し詳しいものを用意していただくことになりましたので、その分の時間が余分にかかります。

早水委員 それは次回でなければいけないということはないと思うのですけれども。

原科座長 次回でなくてもいいですか。準備ができれば早い方がいいと思いますけれども。それは早い方がいいですよ。

早水委員 まあ、そうですね。

事務局（渡辺） これは準備状況によりますので、業務フローの関係は準備ができれば次回ということで、準備ができない場合にはそれ以降の場合がございます。

原科座長 段取りとしてはきちっとした方がいいと思いますけれども、準備の都合もございまして。では、一応5時までにはいたしますけれども、延長の可能性があるということで次回はお願いいたします。

そうすると、次回は5月13日、午後2時～5時プラスアルファぐらいの感じでお考えください。そんなことでよろしいでしょうか。

では、事務局、お願いいたします。

4．今後の予定

事務局（渡辺） 次回は、今、先生がおっしゃられたように5月13日の2時から、今度は場所はここではありませんで、幡ヶ谷のJICA東京でございますので、お間違えの

ないようにお願いいたします。

それから、質問・コメントがある場合のEメールのアドレスなのですが、JBICAの組織変更の関係でアドレスが変更になっておりますので、議題の紙に書いてあるアドレスにメールをいただければと考えております。

原科座長 それでは、その点も御確認ください。

最後にもう一回申し上げます。第5回の議題は、きょうの(4)に残ってありました論点の整理を目標にいたします。それで、もし資料が間に合った場合にはフローチャートの御説明を若干いただくということで、中心はきょうの議題の(4)「論点整理について」に入ることにいたします。

ということで、きょうはビューローは特に開かなくてもよろしいですね。

福田委員 若干、本日紙を配らせていただいた部分があるのと、それからケーススタディから来る論点等も、事務局の方で作業して表に追加していただけるということでよろしいのですか。ありがとうございます。

原科座長 よろしゅうございますか。

清水委員 今回配られた資料にあるのですが、私からも論点整理にかかわるコメントということで提出させていただいたのですが、それについては反映していただけるのか、次回いろいろお答えいただけるのか、教えていただけますでしょうか。

事務局(齋藤) 清水委員からいただいた分については、基本的にきょうお配りしたものに反映しています。

反映していなかったものだけ申し上げますと、原子力と歳入の透明性を加えなかったということですが、これは記述内容から新JBICの方の提言と理解したので、これまで入れていなかったということです。

それから、KfWとAFDを挙げている理由ですが、我々は、国際機関としては世界銀行、ADB、それからEBRDを一部挙げていまして、二国間の方ではドイツとフランスということで挙げていますが、ドイツとフランスを選んでいる理由は、有償資金協力の援助額を世界で見ますと、JBICに続く規模で出しているものがフランスとドイツであり、フランスはAFD、ドイツはKfWでやっているということで、大きい方から選んできたということになります。EBRDを入れたのは、EBRDはまさに今現在、新しい環境社会配慮政策の改訂中というプロセスもあるので、地域開発金融機関の中ではADBとEBRDを選んで入れています。

最後に、審査諮問機関のところに関係ない記述が入っているのではないかという御指摘をいただいていますけれども、審査諮問機関というのは外部から意見を聴取する方法の1つだと理解していますが、プロジェクト実施主体が委員会をつくって意見を聞くというのもまた外部からの意見を聞く形の1つだということなので、同じところに入れて今後議論したいと考えています。

以上です。

清水委員 ありがとうございます。2点目、3点目についてはわかりましたけれども、1点目についてはまた議論させていただければと思います。

原科座長 どうもありがとうございました。

それでは、きょうはこれで閉会にいたします。どうもありがとうございました。

午後5時06分 閉会